

「島根県子ども読書活動推進計画」

平成21年3月

島根県教育委員会

目次

I	第2次「島根県子ども読書活動推進計画」策定にあたって	
1	計画の基本的な考え方	(P1)
(1)	計画策定の背景	(P1)
(2)	読書活動推進の意義	(P2)
(3)	基本目標	(P3)
(4)	今後5年間の基本的な考え方	(P4)
(5)	計画期間	(P4)
2	第1次「島根県子ども読書活動推進計画」の進捗状況について	(P6)
II	施策の方向と具体的施策	
1	家庭における子どもの読書活動の推進	(P8)
2	地域における子どもの読書活動の推進	(P10)
(1)	地域における子どもの読書活動を推進するための環境の整備、充実	(P10)
①	県内公立図書館における現状と未設置町村への設置促進	(P10)
②	公民館、児童館における読書活動の推進	(P11)
③	民間団体・ボランティアの活動に対する支援	(P11)
(2)	県立図書館における子どもの読書活動を推進するための環境の整備、充実	(P12)
①	県立図書館における子ども読書センター機能の充実	(P12)
②	県立図書館による市町村図書館等への資料、整備等の支援	(P13)
③	県立図書館による学校及び学校図書館への支援	(P14)
④	司書等を対象とする人材養成研修の充実、強化	(P15)
3	学校等における子どもの読書活動の推進	(P17)
(1)	学校等における読書指導の充実	(P17)
①	幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進	(P17)
②	小・中・高校における子どもの読書活動の推進	(P18)
③	障害のある子どもの読書活動の推進	(P18)
④	家庭・地域との連携による読書活動の推進	(P19)
⑤	「学校図書館活用教育」の推進	(P19)

- (2) 学校等における子どもの読書活動を推進するための環境の整備、充実 (P21)
 - ①幼稚園・保育所等における読書環境の整備、充実 (P21)
 - ②学校図書館における環境整備・充実 (P21)
 - ③学校図書館のネットワーク化 (P22)
 - ④学校図書館への人的配置の推進 (P22)
- 4 図書館間協力等の推進 (P23)
 - (1) 公立図書館と学校図書館との連携 (P23)
 - (2) 図書館等の連携・協力 (P23)

Ⅲ 計画の推進

- 1 読書活動推進体制の整備 (P26)
 - (1) 県における推進体制の整備 (P26)
 - (2) 市町村との連携の強化 (P26)
 - (3) 民間団体との連携・協力 (P27)
- 2 啓発・広報 (P28)
 - (1) 「子ども読書の日」を中心とした啓発広報の推進 (P28)
 - (2) 各種情報の収集と提供 (P29)
 - (3) 優れた取組みの奨励 (P29)
 - (4) 優良図書の普及 (P34)
 - (5) 地域にかかわる読書啓発広報の推進 (P34)

用語解説 (P36)

参考資料 (P45)

「島根県子ども読書活動推進会議」設置要綱・委員名簿 (P51)

I 第2次「島根県子ども読書活動推進計画」策定にあたって

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景

今日の社会は、国際化、情報化、少子高齢化等の急速な進展に伴い、めまぐるしく変化しています。このような急速な社会の変化は子どもたちの成長に様々な影響を与え、それに伴う問題も起こっています。さらに、家庭や地域においてはその教育力の低下が懸念されているところです。

そのようななか、読書活動は豊かな感性や情操を育むとともに、子どもたちの知性を高め、現在や将来の生活を方向付けるなど、人間形成の上で重要です。また、読書を通じて身につけられる、読解力や思考力、表現力は、自ら課題を見つけ解決しようとする力の向上につながり、変化の激しい社会を生きていく上で大きな役割を果たします。

国においては、平成18年12月「教育基本法」(※1)、平成19年6月「学校教育法」(※2)が改正されたことに伴い、平成20年6月「図書館法」(※3)の改正が行われました。また、平成17年7月には、国や自治体が文字・活字文化の振興を総合的に推進するための基本的な責務を定めた「文字・活字文化振興法」(※4)が成立しました。

子どもの読書活動においては、平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」(※5)に基づき、国の第2次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(※6)が平成20年3月に策定されました。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実状を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。

このことから、県においては、平成16年3月「島根県子ども読書活動推進計画」を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針及び子どもの読書活動の推進のための方向や諸方策を示し、関係機関は様々な取組みを行ってきました。

このたび、県の第1次「島根県子ども読書活動推進計画」策定から5年が経過し、また国の第2次計画が策定されたことから、今までの取組みを振り返り、新たな課題に対処するために、第2次「島根県子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。この第2次計画をもとに、今後5年間、「子ども読書県しまね」を標榜し、幅広い県民運動として一層の推進を図りたいと考えます。

現在、県内では「市町村子ども読書活動推進計画」(以下「市町村推進計画」)を策定し、地域に応じた子どもの読書活動を推進している市町村がある一方、未策定市町村が多いことも事実です。しかし、地域の実状に応じた推進活動を行い、市町村の計画的かつ総

合的な施策を進めていく上で、市町村推進計画は必要不可欠と考えます。

以上のことから、この第2次「島根県子ども読書活動推進計画」が、未策定市町村において市町村推進計画の策定を促し、また、策定する過程においては指針となることを期待しています。

（２）読書活動推進の意義

読書活動が「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）とするならば、その推進に取り組むことがすべての大人の責務である、と言っても過言ではありません。そのため、島根県では、島根の未来を担う子どもたちに、確かな「読む力」を育成し充実させるために、第2次「島根県子ども読書活動推進計画」を策定し推進していきます。

「読む力」は「聞く力」「話す力」「書く力」とともに言語力を構成しています。「読む力」は読書によって培われます。「読書」は平成16年の文化審議会答申（「これからの時代に求められる国語力について」）の定義（「読書とは、文学作品を読むことに限らず、自然科学・社会科学関係の本や新聞・雑誌を読んだり、何かを調べたりするために関係する本を読んだりすることなども含めたもの」）のように幅広い意味を持つものと考えています。

読書を通じて子どもたちは、生活のなかでは経験できない様々な出来事に出会い、豊かな言葉の世界に触れることができます。実体験の不足が指摘されているなか、人間や自然への関心を促します。読書活動を通して、子どもたちは主人公や登場人物の喜びや悲しみを一緒になって体験します。感情や状況を読み取り、様々な知識や多様な価値観を学ぶなかで、想像力や思考力、表現力、感性等が養われ、「豊かな人間性」が育まれます。

また、高度情報通信社会では、生涯にわたって「情報リテラシー（情報活用能力）」（※7）が必要であると認識されてきています。その情報リテラシーの根底にも「読む力」が必要です。「読む力」をもとに、子どもたちは周囲の人とのコミュニケーションや学習活動のなかで、分析する力、比較する力等を獲得し、「情報リテラシー（情報活用能力）」を身につけると考えます。「情報リテラシー（情報活用能力）」は、子どもたちが自ら考え、行動し、主体的に社会に参加していく上で欠かせないものであり、それは、まさに「生きる力」と言っているのではないのでしょうか。

このように島根県では、読書活動を推進することにより「読む力」を獲得させ、「豊かな人間性」や「情報リテラシー（情報活用能力）」を育むことをねらいとしています。そして、これらの力を身につけた子どもたちが成長し、社会を形成することにより島根の地

域力が育ち、社会生活、文化活動、経済活動などに活力が生まれ、豊かな島根となることを目指しています。そのために、島根県のすべての子どもがあらゆる機会と場所において、等しく読書活動ができる「子ども読書県しまね」の気運醸成と環境整備を進める必要があります。

(3) 基本目標

◇「子ども読書県しまね」を支える、環境の充実と人材育成

- 学校図書館の蔵書の充実・情報基盤整備、「子ども読書活動推進計画」策定を市町村に働きかけます。
- 司書教諭(※8)を計画的に養成するとともに、小・中学校図書館に学校司書(※9)等の配置をすすめます。
- 子ども読書に関わる人たちの養成、研修、活動の場の確保に努めます。

◇「子ども読書県しまね」を支える、連携・連動した読書活動の推進

- 学校や図書館、ボランティアサークルの連携を引き続き支援します。
- 「ふるさと教育」(※10)「放課後子どもプラン」(※11)等、各種事業の関係者と連携し、様々な場面で子どもの読書活動を推進します。
- 「親子読書(※12)活動」や「家読(うちどく)」(※13)等、家庭における読書活動を推進します。

◇「子ども読書県しまね」を支える、読書活動に関する理解と関心の普及

- 「子ども読書県しまね」を標榜し、広く情報発信します。
- 保護者、教員、保育士等に読書活動の理解と関心を促すほか、県立図書館を中心に司書(※14)の専門性を活かし、広く読書の重要性を普及啓発していきます。

(4) 今後5年間の基本的な考え方

この計画の推進には、多くの関係者と機関が連携し、幅広く活動を展開することが必要である一方、財政健全化が島根県の緊急の課題となっており、限られた行政資源（ひと・もの・かね）の中で最大の効果を上げる施策展開が求められています。

本計画では、子どもの読書活動を推進するこの5年間、自立的読書に向かう（「自ら読む力」を養う）うえで重要な学齢期に焦点を合わせます。学校は、学びの場であり、子どもたちが一日の大半を過ごす生活の場でもあります。そこで、多くの子どもたちが本に触れることができる学校図書館に着目し、義務教育段階における「**学校図書館活用教育**」（※15）を集中的に全県展開することで、この取組みをけん引役にしながら「子ども読書県しまね」の気運を醸成し、幅広い県民運動に結びつけます。

そのために、4つの施策を短期集中して実施します。

- 「**学校図書館への人材配置**」：司書教諭を計画的に養成するとともに、財政支援制度により学校司書等の配置を市町村に促し、「人のいる図書館」を目指します。
- 「**人材の専門性を高める人材養成研修**」：市町村支援、学校図書館支援を使命とする県立図書館が、人材養成に専念できる体制を確保し、学校に配置された人材の専門性が高まるよう、大規模かつ質の高い研修を提供します。
- 「**学校図書館の蔵書整備**」：市町村に各小・中学校の「学校図書館図書標準」（※16）達成を要請しますが、必要な蔵書が確保されるまでの臨時措置として、県立図書館に団体貸出用図書を一括配備し、小・中学校への貸出を強化します。
- 「**小・中学校の推進体制促進**」：「学校図書館活用教育」を計画的、系統的に推進するためには、年間指導計画や教育課程上に位置づけることが必要です。管理職をはじめとした教職員の意識と理解を深めるための研修を行い、校内体制を整備することにより県内全ての公立小・中学校での展開を支援します。

家庭や地域においても、この4つの施策を「けん引役」とし、子どもの読書活動推進の気運が高まるよう、各機関で連携・連動して取組みを進めます。

また、大人一人一人のちょっとした心がけが、子どもと本の世界との出会いを実現させます。身近な大人の読書を楽しむ姿は、子どもと本とを結びつける大切なきっかけとなります。しかも、大人の読書習慣は、子どもに読書を促すだけでなく、大人自身も高まっていくことを忘れてはいけません。幅広い県民運動の実現による効果は非常に大きく、多岐にわたると考えています。

(5) 計画期間

平成21年度から平成25年度までの5カ年計画とし、適宜、必要な見直しを図ります。

社会全体

県・市町村による
子ども読書活動推進広報・啓発

- 学校司書等配置事業
- 県立図書館機能強化事業
- ・学校図書館に人材配置
- ・研修機能充実による人材養成
- ・校内体制の整備・充実
- ・資料支援

- 県立図書館サービス改善（開館日数・時間延長）
- 文部科学省委託事業等の積極的導入
- ・相談体制充実
- ・研修機能充実による人材育成
- ・資料支援

地 域
図書館 公民館
児童館等
各種団体

家 庭
親子読書
ブックスタート
お話し会・研修等

学 校
【学校図書館活用教育】
幼稚園
保育所

大人を含む読書習慣の確立へ
読み聞かせ・家読
朝の読書調べ学習
読み聞かせ等

子 ども

聞く力
読む力
書く力：話す力

- 学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開
- 教職員の理解と意識の向上
- 学校間、学校と幼稚園・保育所との連携強化

- ・豊かな人間性、感性
- ・情報リテラシー（情報活用能力）

生きる力

- 市町村における子ども読書活動のさらなる推進
- 読書ボランティアの活動の場の充実

【子ども読書県しまね】の実現

2 第1次「島根県子ども読書活動推進計画」の進捗状況について

第1次「島根県子ども読書活動推進計画」策定から5年が経過し、様々な取組みが行われてきましたが、2次計画策定にあたり、今までの取組みを振り返り、検討することが重要であると考えます。ここでは1次計画の数値目標を中心に振り返ります。具体的内容に関しては、それぞれの項目の【現状と課題】で触れています。

(数値目標からうかがえる成果)

- 県立図書館が実施する親子読書活動への参加者数が大幅に増加した。
(H15 996人 → H19 2,368人)
- 県立図書館から図書館未設置地域等への一括貸出・配本冊数が目標値を大きく越えた。
(H15 20,240冊人 → H19 37,068冊)
- 県立図書館が実施する公立図書館職員対象の研修会への参加者数が増加した。
(H15 50人 → H19 178人)
- 県立図書館における幼児・児童図書の貸出冊数が大幅に増加した。
(H15 66,489冊 → H19 99,243冊)

数値目標に関しては概ね順調に推移しています。特に数字の向上が顕著なのは県立図書館に課せられた数値目標です。ただし、よい数値が得られたことは事実ですが、このことにより、県内全域の子どもの読書活動推進が図られたと簡単には言えません。県立図書館は県東部にあるため、これら数値が石見・隠岐地域によい効果をもたらすことができたのかについて一層の検証に取り組む必要があります。また、数値目標の項目に妥当性があるのか、精査する必要があると考えています。

(数値目標からうかがえる課題)

- 保護者・ボランティアの協力体制づくりをしている中学校の割合が依然低い。
(H15 14% → H19 17%)
- 県立図書館における幼児・児童図書の購入冊数が伸び悩んでいる。
(H15 5,040冊人 → H19 5,686冊)
- 「学校図書館図書標準」を達成した小・中学校の割合が依然低い。
(H15 小・中あわせ24% → H19 小20% 中21%)
- 市町村子ども読書活動推進計画の策定率が低い。(H15 なし → H19 3市町)

第1次計画策定後、厳しい財政状況においても、子どもの読書や学校図書館に関して独自の施策を展開する市町村がありました。しかし、市町村推進計画に対する取組みには温度差があり、市町村によって意識の差が顕著になりつつあります。この克服には県民運動として子どもの読書活動を推進し、県民誰もが読書の重要性を理解する必要があります。そのために、関係機関が役割を明確にして、一層責任をもって取り組みます。

「島根県子ども読書活動推進計画」に掲げた数値目標の進捗状況

H20・7月現在

数値目標の項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (目標)	出典	備考
市町村立図書館が実施する親子読書活動の実施回数	年間1,353回	-	-	1526回	1500回	年間2,000回	・県立図書館調査	
県立図書館が実施する親子読書活動の参加者数	996人	1109人	※975人	※1,575人	2,368人	1,500人	・県立図書館調査	
県立図書館から図書館未設置地域への特別貸出・配本冊数	20,240冊	41392冊	※40,050冊	※29,470冊	37,068冊	24,000冊	・県立図書館調査	
県立図書館が実施する読書ボランティア研修会の参加者数	150人	120人	※130人	※110人	355人	200人	・県立図書館調査	「しまね子ども読書等推進の会」主催の研修会参加者も含む。
全校一斉の読書活動をしている小中学校の割合	小学校94% 中学校87%	小学校93% 中学校90%	小学校96% 中学校90%	小学校96% 中学校91%	小学校99% 中学校90%	小学校100% 中学校90%	・義務教育課調査	
保護者・ボランティアの協体制づくりをしている小中学校の割合	小学校68% 中学校14%	小学校71% 中学校13%	小学校84% 中学校14%	小学校90% 中学校19%	小学校90% 中学校17%	小学校90% 中学校50%	・義務教育課調査	
学校図書館の司書教諭を養成する研修会の受講率(累計)	33%	67%	100%	17年度で完了		100%	・義務教育課調査	
県立図書館が実施する公共図書館職員対象の研修会への参加者数	50人	60人	※64人	※97人	178人	70人	・県立図書館調査	
県立図書館における幼児・児童図書の入冊数	5,040冊	4996冊	※5,816冊	※5,802冊	5,686冊	7,800冊	・県立図書館調査	
県立図書館における幼児・児童図書の貸出冊数	66,489冊	81271冊	※81,566冊	※63,350冊	99,243冊	80,000冊	・県立図書館調査	
県内の読書ボランティア人数(概数)	2,300人	-	-	2,400人	2,400人	2,800人	・県立図書館調査	
学校図書館の「図書標準」を達成した小中学校の割合	24%	小学校21% 中学校23%	小学校21% 中学校22%	小学校21% 中学校22%	小学校20% 中学校21%	50%	・義務教育課調査	
県立図書館から学校図書館・ボランティア団体への団体貸出冊数	48,268冊	49474冊	※50,058冊	※50,263冊	52,339冊	58,000冊	・県立図書館調査	
「子ども読書週間」に実施される関連事業数	50	40	31	18	18	75	・生涯学習課調査	
子ども読書優秀図書館・団体(者)表彰数	2	5	7	5	4	5	・生涯学習課調査	
市町村子ども読書活動推進計画の策定率	0%	0%	4.8%	4.8%	14.3%	70%	・生涯学習課調査	

※平成17、18年度の県立図書館に係る各種数値は、平成18年3月1日から7月24日まで閉館(アスペクト対策工事)していたため、数値が低くなっている。

II 施策の方向と具体的施策

1 家庭における子どもの読書活動の推進～みんなで「家読」！Happy 家族！～

子どもの生活の基本の場である家庭では、日常生活のなかで自然に読書に親しむことができるよう、環境を整えていくことが大切です。親や祖父母、兄弟姉妹による読み聞かせや、図書館や公民館等へ出向いておはなし会等の行事に参加するなど、積極的に読書に親しむ時間を作り、習慣づけを図ることが望まれます。また、読書を通じて親子で本の楽しさを語り合い、コミュニケーションを深め、読書への関心を高めることも望まれます。

【現状及び課題】

- テレビ、ビデオ、ゲーム、インターネットなど多様で刺激の強いメディアとの過剰な接触により、子どもたちの実体験の不足、心身の健康への影響、文字・活字離れなどの弊害が指摘されています。
- スポーツ少年団、塾や習い事等、多忙感を感じる子どもが増え、家庭で余裕を持って過ごす時間がとりにくくなっています。
- 共働きの家庭が増え、親子で過ごす時間や会話が減少している家庭があります。
- 子どもを育てることに不安を感じ、自信を喪失している親、あるいは子育てに無関心な親などが問題となり、親と子のかかわり方が問われています。
- 乳幼児健診時に絵本を手渡す「ブックスタート」(※17) 事業を実施する市町村が増えてきました。今後も司書、保健師、読書ボランティア等が連携・協力し、乳幼児から絵本に親しむ運動を広げていく必要があります。
- 子どもの読書活動の意義と重要性が認識されるようになってきましたが、さらに「子ども読書県しまね」の気運を高め、どの家庭にも「家庭での読書」の大切さを浸透させる必要があります。

【施策の方向】

- 日常生活のなかで読書習慣づくりをすすめます。
 - ・親子読書での読み聞かせや「家読(うちどく)」など、読書を通じたコミュニケーションづくりに関する取組みをホームページ(以下HP)等、様々なメディアを通じて広報し、理解を広げます。
 - ・保育士や幼稚園教諭、司書教諭、学校司書等が子どもたちに本の素晴らしさを伝えると同時に、保護者に家庭での読書の大切さを啓発し、「家読」の気運を醸成します。

【参 考】

茨城県大子町 HP

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/kurashi/dokusho/keyword/index.html>

- ・県内各地で「ノーテレビデー」「ノーゲームデー」(※18)といった、過度のメディア接触を避ける取組みが行われています。メディアとの接触を絶った時間は、親子での団欒や読書にあてられるよう、既存の取組みとの連携に努めます。
- ・養護教諭と司書教諭・学校司書等の連携により、生活習慣改善と読書普及がタイアップした活動となるよう、学校に働きかけます。

『参 考』

松江市立大谷小学校 HP

<http://www.town.tamayu.shimane.jp/odanisho/no-tv/no-tv-shousai.pdf>

奥出雲町立高田小学校 HP

http://www.town.okuizumo.shimane.jp/school/takata_es/

○家庭教育支援の活動と連携します。

- ・「子育てサポーターリーダー」(※19)の養成講座、子育て・親育ちの講座などで、親子読書が親子のコミュニケーションづくりに役立つなど、親子読書の重要性を普及啓発できるよう、関係機関と連携を図ります。
- ・青少年家庭課の「しまね家庭の日」(※20)運動と連携し、県立図書館では読み聞かせの事業を展開します。

○家庭での読み聞かせや読書の大切さについて保護者の理解を促します。

- ・島根県立図書館の市町村への読書普及指導員(※21)派遣により、学校・幼稚園・保育所の保護者会などを通じて、「親子読書」や乳幼児期の読み聞かせの重要性について、啓発活動をさらに広げます。

○市町村の「ブックスタート」事業を支援し、ブックスタートの理解と普及を図るための講習会を実施するなど、各市町村の取組みの普及促進に努めます。また、図書館等の読書施設に赤ちゃん向けの絵本コーナーが設置される等、市町村における乳幼児サービスが向上するよう情報提供や助言を行います。

【参考指標】

1日に30分以上読書をする子どもの割合

平成20年度 小学6年生 32.0% → 平成25年度 70%

中学3年生 27.5% → 平成25年度 60%

「平成20年度 全国学力・学習状況調査島根県(公立)の結果」より

ブックスタートの実施県内市町村数

平成20年度：12市町村 → 平成25年度：21市町村(100%)

2 地域における子どもの読書活動の推進～本があります！いつでもどこでも～

子どもの読書活動を推進するためには、公立図書館のほか、公民館、児童館といった子どもにとって身近な場所で読書ができる環境を整備していくことが重要です。NPO法人（※22）等のなかには、社会問題となっている乳幼児期のメディア接触を断つ取組みをしている団体があります。また、読書ボランティアは、読み聞かせなど子どもが読書に親しむ機会を提供しており、これからも地域に根ざした役割が期待されています。平成20年に図書館法が改正され、そのなかで、教育活動の機会を提供すること、また、公立図書館は読書ボランティアの支援や、他機関との連携・協力など、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが求められています。

（1）地域における子どもの読書活動を推進するための環境の整備、充実

① 県内公立図書館における現状と未設置町村への設置促進

【現状及び課題】

- 図書館は、子どもが学校外で、読書の楽しさにふれることのできる身近な場所であり、地域の総合的な情報の拠点施設として、図書館資料や職員等の整備充実が不可欠です。本県における公立図書館の設置状況（平成20年9月現在）は、21市町村のうち、市では8市22館、町では8町11館の図書館が整備されていますが、4町1村は図書館未設置のために公民館図書室等が地域の中心的な読書施設となっています。
- 市町村合併により、県内公立図書館の設置率は上昇しましたが、サービス地域が拡大したことで、より身近な場所で、質の高いサービスが容易に受けられない地域が依然として多くあります。
- 施設規模、専任職員数、資料費、児童サービス面において各図書館の格差が生じていますが、県内市町立図書館における年間個人貸出総冊数のうち約37%は児童書であり、子どもへのサービスに対するニーズは年々拡大する傾向にあります。

【施策の方向】

- 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（※23）（平成13年文部科学省告示32号）に基づき、県内公立図書館に対して児童サービスに関する知識と技術を有する担当司書職員の配置を促します。
- 図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動の推進に有効な方法として移動図書館によるサービスや分館の整備を支援します。
- 未設置町村に対して図書館設置・振興の気運を醸成し、子どもの読書環境の整備を促します。

【参考指標】

県内市町村立図書館等の児童図書の平均購入冊数（分館、公民館図書室を含む）
平成19年度：605冊 → 平成25年度：800冊（1館当たり平均購入冊数）

②公民館、児童館における読書活動の推進

【現状・課題】

- 公民館は地域活動の拠点であり、親子が一緒に活動できる社会教育施設です。また、児童館は、児童福祉法に基づく、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。平成20年度現在、県内11市町村に19館設置されています。
- 公民館や児童館を拠点とする読書ボランティアが、それぞれの施設や学校で活躍しています。
- 公民館図書室は、図書館未設置町村や図書館が近くに存在しない住民にとって、重要や役割を果たしています。また、児童館においても、図書室があり、本の閲覧や貸出が行われています。
- 公民館や児童館は「放課後子どもプラン」等で、子どもたちが放課後や長期休業を過ごす重要な居場所となっており、そのなかで、児童への読み聞かせなどが行われています。
- 公民館や児童館において読書の機会を増やすために、蔵書の充実が求められています。

【施策の方向】

- 公民館と連携・協力し、読書普及の啓発活動を支援します。
 - ・公民館で行われている読書ボランティアによる読み聞かせ等の読書普及に関する公民館活動について、指導・助言・協力します。
 - ・公民館職員や「放課後子どもプラン」「ふるさと教育」「学校支援地域本部事業」(※24)等の事業にかかわるリーダーや指導者に、子どもの読書の意義と重要性について啓発に努めます。
 - ・市町村図書館職員と公民館職員との連携を促します。
 - ・公民館図書室の支援に引き続き取組みます。
- 児童館において、児童が読書に親しむ契機となるような創意工夫をこらした取り組みの充実が図られるよう促します。
 - ・児童厚生員等の研修会において、読書の重要性を取り上げます。

③民間団体・ボランティアの活動に対する支援

【現状及び課題】

- 公立図書館や公民館等で活躍する読書ボランティアグループが県内各地で活躍しています。近年、学校で活躍する読書ボランティアが急増し、読書ボランティアとしての心構えや技術を磨くボランティア研修が求められています。
- 県立図書館が事務局をつとめる読書ボランティア団体「しまね子どもの読書等推進の会」(※25)では、県内10支部に分かれて活動を行っており、広報紙「し

まねっと通信」での情報発信、研修会や交流会の開催など、県全域を対象にしたボランティアネットワークを構築しています。

- NPO法人等のなかには、子育て支援の一環として、特に支援を必要とする乳幼児の親子を対象に交流の場を設け、近年社会問題となっているメディア接触を断つ取り組みをしている団体もあります。

【施策の方向】

- 民間団体や企業、読書ボランティア、学校、関連機関などが連携・協力して、さらに子どもの読書活動を推進できるよう、活動の場の提供や情報提供をして支援します。また、県立図書館の市町村読書普及研修会や、「子どもゆめ基金」(※26)を活用した研修会・交流会を県内各地で開催し、読書ボランティアの育成、ネットワークの促進に努めます。
- 「子どもゆめ基金」「子ども読書応援プロジェクト」(※27)などの活用を市町村に促し、市町村の読書ボランティア活動の推進を図ります。
- 県立図書館の読書普及指導員を市町村に派遣し、読書ボランティアの指導・助言をします。将来的には、その地域のリーダーとして活躍できるようにボランティア養成の支援をします。

【参考指標】

県立図書館が主催する研修への読書ボランティアの参加人数 毎年延べ300人以上（H18年度：約300人 平成19年度：約500人）

(2) 県立図書館における子どもの読書活動を推進するための環境の整備、充実

① 県立図書館における子ども読書センター機能の充実

【現状及び課題】

- 県立図書館はこどもしつ・ジュニアコーナーにおいて、定評のある児童書やヤングアダルト(※28)資料、子どもの読書に関する研究資料を収集し、個人貸出及び市町村図書館、学校図書館へ団体貸出をしています。
- レファレンスサービス(※29)や各種行事等の経験を生かして、保護者や保育士・教員等からの子どもの読書に関する相談や市町村図書館からの相談要請に助言、支援を行っています。

【施策の方向】

- 県立図書館は、県内の子ども読書センター機能を果たすため、子どもの読書活動に必要な資料及び情報が提供できる総合的な環境づくりに努めます。
 - ・評価の高い児童書やヤングアダルト資料の収集、子どもの読書に関する研究資料の網羅的な収集に努め、学校・幼稚園・保育所や市町村図書館、子どもの読

書活動を支える団体、個人を支援します。

- ・特別な支援を必要とする子どもに対して、ライトハウスライブラリー（※30）、朗読ボランティア等と連携・協力し、録音資料、点字資料、大活字本（※31）、布の絵本等の資料の提供や、読み聞かせなどのサービスを提供します。
- ・県内在住外国人の子どもの読書活動を支援するため、関連機関と連携・協力し、外国語資料の収集・提供、利用案内等のサービスを行います。また、翻訳された絵本や外国に関する資料等を充実し、国際理解が深まるよう努めます。

○県立図書館は、家庭・学校・地域と連携・協力して読書活動を推進します。

- ・学校における読書活動や「総合的な学習の時間」（※32）、調べ学習等による図書館を活用した学習への支援として、学校図書館や公立図書館に資料やレファレンスサービスを提供します。また、職場体験や県立図書館探検などの機会も提供します。
- ・家庭での読み聞かせや子どもの読書を支えるレファレンスサービスの充実を図ります。また、各種行事等様々な経験を生かして、保護者や保育士等からの子どもの読書に関する相談に適切な助言・支援を行います。
- ・「おすすめしたいこどものほん」（※33）のリストを作成し、県・市町村の関係各課と連携して、母子手帳配布時や乳幼児検診時などでもリストの配布に努めます。また、リスト掲載図書を県立図書館及び県内公立図書館等で毎年巡回展示し、児童書への理解や感心を深めるための機会を提供します。
- ・調べ学習用パスファインダー（※34）やテーマ絵本リストを作成し、HP上で公開して、小・中・高校生の学習活動への支援や、教職員、保護者、子どもの読書にかかわる研究者、ボランティアなどの活動を支援します。

【参考指標】

県立図書館子ども室・ジュニアコーナーの蔵書冊数

平成19年度：58,231冊 → 平成25年度：70,000冊（約1.2倍）

【参 考】

山口県立山口図書館子ども読書支援センター

<http://www.library.pref.yamaguchi.lg.jp/>

②県立図書館による市町村図書館等への資料、整備等の支援

【現状及び課題】

○昭和54年から、子どもの健やかな心の成長と育成に資するため親子読書普及活動の推進を図っています。本事業は2年毎に市町村をモデル指定し、重点的に読書普及指導員の派遣、資料提供等の支援を行うものであり、現在の21市町村すべて指定を受けたこととなりますが、旧市町村でみると支援が行き届いてい

ない地域があり、今後も全県内において一層の定着化が望めます。

- 協力巡回により市町村図書館を定期的に巡回し、児童サービスに関する相談や資料の貸出等に対して協力・連携を図っています。
- 県立図書館から県内の市町立図書館、町村図書取次施設（※35）に対し、貸出・返却にかかる費用を県立図書館が全額負担して、週1回の頻度で宅配による相互貸借資料の搬送を実施しています。

【施策の方向】

- 読み聞かせを通して親子のふれあいを育む親子読書活動の普及に関して長期的に取り組む、拡大及び強化を図ります。また、モデル市町村以外の市町村に対しても、要請に応じた読書普及指導員の派遣を行います。さらに、広くこの活動を周知するため図書館だよりやHPへの掲載、関係機関へチラシを配布するなど広報に努めます。
- 協力巡回時に、選書、目録作成、子どもの読書活動の方策等、乳幼児からヤングアダルトまでを対象とした児童サービス全般について、その図書館に適した助言・情報提供等を行い、県内公立図書館等の児童サービスが充実するよう支援に努めます。
- 県内公立図書館及び未設置町村には、一定量の図書を貸出する一括貸出による資料支援を促進します。

③県立図書館による学校及び学校図書館への支援

【現状及び課題】

- 小・中学校へは、市町村図書館を通じた貸出やレファレンスサービス、市町村一括貸出や団体貸出による資料支援を行っています。
- 高等学校、特別支援学校、県立大学等から依頼のあった資料は、貸出・返却にかかる費用を県立図書館が全額負担して、週1回の頻度で搬送しています。
- 「学校図書館活用教育」推進のため、支援機能が求められています。

【施策の方向】

- 「県立図書館機能強化事業」（※36）により、小・中学校向けの団体貸出を強化します。
 - ・市町村一括貸出や団体貸出による資料支援を続けて行うとともに、各小・中学校に十分な図書が整備されるまでの臨時措置として、小・中学校向け図書パッケージを整備し、資料支援を行います。
- 高等学校・特別支援学校、県立大学等への相互貸借とレファレンスサービスを強化します。
- 県立図書館での職場体験学習受入、家庭科における保育の時間等への読書普及指導員派遣など、学習活動に必要な支援を行います。

【参考指標】

県立図書館における児童図書の団体への貸出冊数

平成19年度：84,609冊 → 平成25年度：100,000冊

④司書等を対象とする人材育成研修の充実、強化

【現状及び課題】

- 図書館の運営、サービスの質の向上等、司書職員の果たす役割は極めて大きいため、図書館職員は十分な経験と研修を積み重ねることが求められています。そして、多様化・高度化する子どもの読書相談に対応するためには、児童サービスに関する専門的な知識や技術が必要です。
- 公立図書館職員向けに初任職員研修や専門的知識技術の習得のための専門研修、及びボランティアも対象とした読書普及研修会を実施しています。

【施策の方向】

- 県立図書館における実践で蓄積した経験や知識、あるいは全国的な研修会に参加して得た新しい情報や知識等を市町村図書館や学校図書館にフィードバックします。
 - ・体系的な研修体制を構築し、初任者研修・専門研修の開催等、図書館の専門的サービスを支える司書職員の資質の向上を促進します。
 - ・「学校司書等配置事業」(※37)などで学校図書館に配置される学校司書、読書ヘルパー(※38)等の専門性を高めるための人材養成研修を行います。
 - ・公立図書館職員向けのあらゆる研修に、学校司書等の受入を行います。
 - ・子どもの読書活動を幅広い県民運動として推進するための読書ボランティアを発掘し、養成するための研修を行います。また、将来的にはその地域を拠点として、新規ボランティアへの助言・指導ができる読書ボランティアリーダーの養成を支援します。

子ども読書活動を促進するため県立図書館の役割

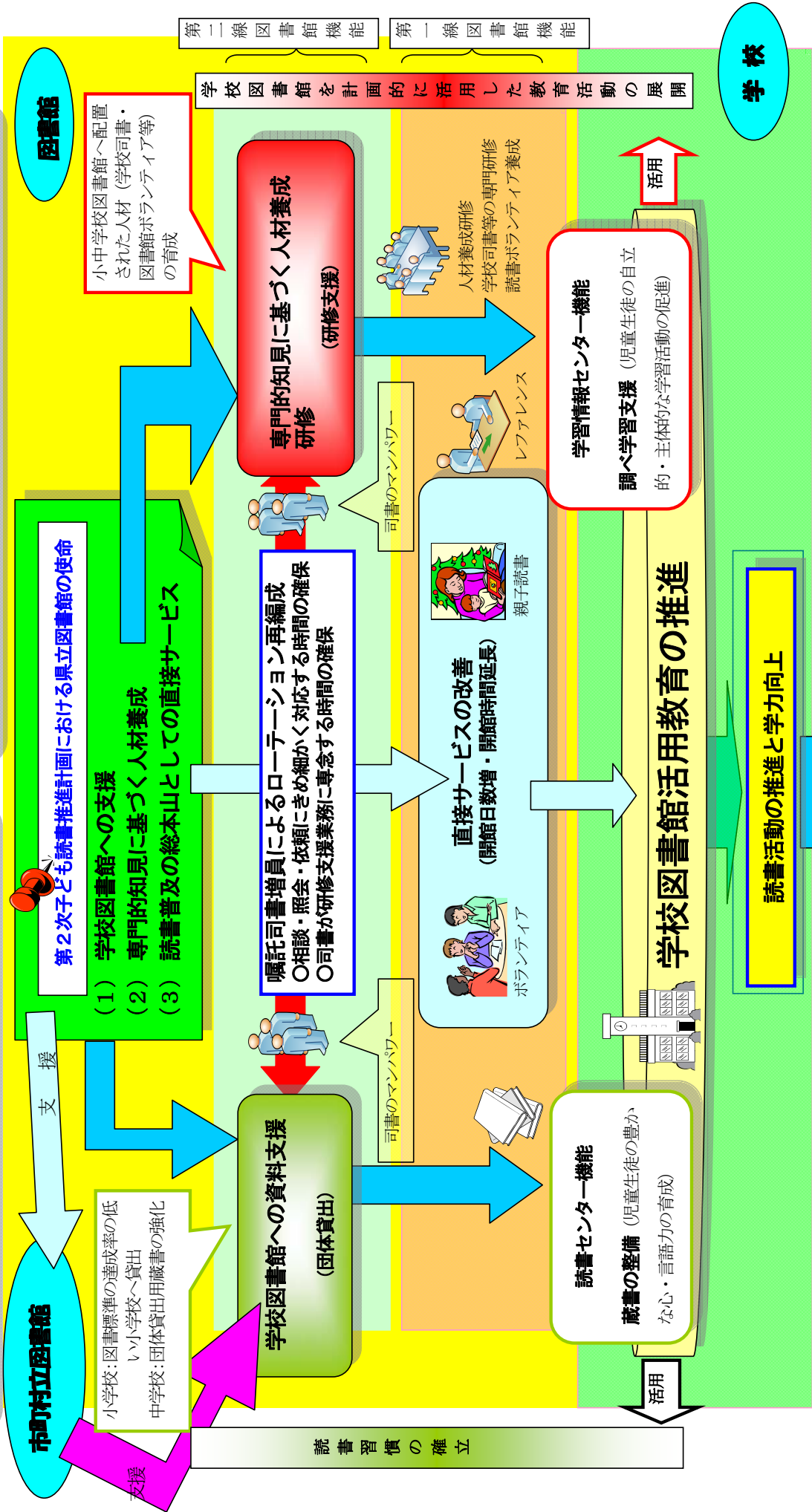
背景

○子どもの教育を巡る社会病理

子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、読書離れ、読解力の低下など

○島根の小中学校図書館の現状

- ・学校図書館図書標準を達成している学校
小学校 20.4% (全国 42.0%) 中学校 21.0% (全国 36.8%)
- ・学校図書館に司書を配置している学校
小学校 9.6% (全国 35.7%) 中学校 4.9% (全国 37.1%)



3 学校等における子どもの読書活動の推進 ～学ぶ楽しさ、体感！実感！～

子どもたちは、生活時間の大半を学校で過ごします。学校は、子どもにとって学習や体験の場であることはもちろん、同年齢・異年齢の友人や教師等とふれあい、豊かな知性と情緒を育てていく場であるといえます。

学校では、授業や特別活動の中で読書指導や読書普及活動が行われています。また、朝の読書など、子どもたちが主体的に本とふれあう時間も確保されるようになってきています。このように、子どもたちが読書習慣を確立し、読書の幅を広げていく上で学校は大きな役割を担っています。

一方、学校図書館の存在は、読書の場であるだけでなく、子どもたちの主体的な学習活動を支援するとともに、情報リテラシー（情報活用能力）を育成し、将来にわたる「学び方」「学ぶ楽しさ」を身に付けさせるうえで大きな役割を担っています。

先に改正された学校教育法及び学校図書館法、新しい学習指導要領においても、読書や学校図書館の重要性が明確に位置づけられています。特に、新しい学習指導要領では、「問題解決学習の重視」とともに全教科にわたる「言語活動の充実」が大きな柱となっており、言葉の力が「確かな学力」の基盤として位置づけられています。

このような点から、学校と学校図書館に対する期待はますます高まっています。

(1) 学校等における読書指導の充実

① 幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

【現状及び課題】

- 生涯を通じた読書習慣を身に付けるため、絵本コーナーの設置など、幼児期に読書の楽しさと出会う機会を提供するような読書環境の整備が図られています。
- 幼児期に、絵本や物語に接する機会を通して、読書の楽しさと出会えるよう、幼稚園・保育所において、絵本の読み聞かせや貸出が行われています。
- 絵本や物語を身近なものと感じられるような、親しみやすい雰囲気のある絵本コーナーの設置や充実が必要です。

【施策の方向】

- 家庭での読み聞かせなど、絵本や物語と出会うことの重要性について、保護者を啓発していく運動を促します。
- 絵本コーナーを確保するとともに、各発達段階に応じた図書の選定について配慮がなされるよう働きかけます。
- 絵本や物語を身近なものと感じられるような、親しみやすい雰囲気のある絵本コーナーの設置、充実を促します。

②小・中・高校における子どもの読書活動の推進

【現状及び課題】

- 現在、ほとんどの小・中学校が、全校一斉の読書活動を始業前に取組んでいて、落ち着いた雰囲気です。1日をスタートさせることができるようになってきています。今後は、読書習慣の定着につなげるような指導が必要です。
- ボランティアの協力も得ながら、読み聞かせなど、子どもの読書への意欲を高める活動が浸透してきています。教職員が積極的に取組む姿勢をつくっていくことも必要です。
- 県立高校では約半数にあたる22校が、特別支援学校では2校が、毎日又は定期的に朝の時間帯に読書活動を実施しています。また、読書会やブックリストの作成など、各学校の特色を生かした取組みが進められています。

【施策の方向】

- 全校一斉の読書活動について、一層の充実を図ります。また、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間など、様々な教育活動を通して読書活動の推進を図ります。

【参考指標】

全校一斉の読書活動を始業前に取組んでいる学校の割合	
平成20年度：小学校98.0%	→ 平成25年度：小学校100%
中学校87.3%	中学校100%
「平成20年度学校図書館の現状に関する調査」(※39)より	

③障害のある子どもの読書活動の推進

【現状及び課題】

- 学校では児童生徒一人一人の障害の状態や発達段階、興味関心に合わせた読書活動を行うように努めています。
- 県立図書館の団体貸出を利用して校内の読書活動を推進し、各教科、領域、総合的な学習の時間等のなかで、教職員等との1対1、あるいは小集団による読み聞かせや読書活動を実施しています。
- 児童生徒の実態が多様化しており、より実態に即した図書の提供が求められています。
- 公立図書館へ出かけ、図書館の利用の仕方を学んだり、調べ学習や読書活動を行ったりしている学校もあります。また、児童生徒によっては、余暇の過ごし方の一つの方法として公立図書館を利用することを指導し、生涯にわたって読書を楽しむことができるように働きかけています。
- 児童生徒の実態に合わせて、点字本や大型絵本、布の絵本、紙芝居、パネルシアター、デージー図書(※40)等を活用するなどの創意工夫が一層求められます。
- 一人一人の子どもの豊かな読書活動推進のために、家庭や地域、関係機関等と連

携を図りながら進める必要があります。

【施策の方向】

- 読書の楽しさと出会い、読書習慣を育てていくために、教育活動の中で一人一人に合った豊かな読書活動が体験できるように働きかけます。
- 読書が自己の人生を豊かにする活動となるよう、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を図ります。

④家庭・地域との連携による読書活動の推進

【現状及び課題】

- ボランティア等の協力を得ての読み聞かせや学校図書館の整備等、家庭や地域と連携した活動が行われています。

【施策の方向】

- 家庭や地域と協力しながら、子どもたちへの読み聞かせや、蔵書の整備、図書館資料の有効活用等の取組みが、学校が主体となって行われるよう働きかけます。

⑤「学校図書館活用教育」の推進

【現状及び課題】

- 「学校図書館法 第1条」において、学校図書館は「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である」と位置付けられています。また、「第2条」では、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備」と定義されています。
- 学習指導要領の「総則」において、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と、学校図書館の利活用を図るように示されています。
- 学校図書館は従来、「読書センター」(※41)としての機能に重点が置かれてきましたが、学習を支える「学習・情報センター」(※42)としての機能の充実が強く求められるようになっていきます。
- 児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心を呼び起こし、豊かな心を育む自由な読書活動や読書指導が、「読書センター」としての機能と考えられています。読書に親しむきっかけを与えることや、自由に本を選び、静かに読みふける場を提供したり、様々な本を紹介して、読書の楽しさを伝えたりすることなどを具体的な活用の方法として挙げることができます。
- 児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、各教科等の学習に活用され教育課程の中で日常化することが、「学習・情報センター」としての機能と考えられています。図書館資料を使って授業を行うなどの日常的な指導、資料を集めて読み取り、考えをまとめて発表するなどの主体的な学習の支援、情報の

探し方・資料の使い方の指導、学習に使用する資料や学習の成果物などを蓄積し、必要に応じて発信することなどを、具体的な活用の方法として挙げるができます。

- 「読書センター」と「学習・情報センター」の機能をともに活用して高めながら、「豊かな人間性」と「情報活用能力（情報リテラシー）」を身に付けた児童生徒に育てていくことが必要です。
- 学校図書館には、研究文献や指導資料、教材として使える図書などを集めて使えるようにしたり、レファレンスや取り寄せ等を行ったりと、教職員をサポートする機能もありますが、十分に発揮されていないのが実情です。
- 学校図書館の機能を発揮させるためには、学校図書館を学校教育の中核に置き、全ての学習の情報基盤と位置付け、資料や情報の利用と、利用するための指導（図書館の利用指導、情報活用能力を育成するための指導）の両面の指導を行うことが必要です。また、教員も指導の改善・充実させるために、学校図書館の機能を有効に活用する意識をもつことが大事です。
- 学習活動において、学校図書館の活用は十分であるとは言えません。
- 授業で活用できるだけの図書資料の整備は、まだ十分とはいえません。

【施策の方向】

- 学校図書館の蔵書を充実させることが必要です。各市町村に対して、学校図書館図書標準を早期達成するよう要請します。
- 蔵書が整備されるまでの措置として、県立図書館が行っている団体貸出の利用を周知し、それを活用して蔵書の充実を図るよう働きかけます。
- 学校図書館にある蔵書や資料が活用を図られるためには、専門的な知識をもった学校司書等の存在が不可欠です。学校司書等の配置の必要性や重要性を市町村に説明し、要請していきます。
- 「学校司書等配置事業」を通して、小・中学校に学校司書等を配置する市町村に対し財政的支援を行い、人のいる学校図書館を目指します。
- 「学校図書館活用教育」を行っていくためには、教育課程上への位置付けや地域や学校の実態に応じた年間指導計画の作成など、学校図書館活用教育のコーディネートをしていく司書教諭がその中心的な役割を果たしていかなければなりません。「学校図書館司書教諭講習」（※43）を開設したり、放送大学の「学校図書館司書教諭講習」（※44）の受講を奨励したりして、司書教諭の育成を図ります。また、未発令の学校についても、資格をもった教員がいるときには司書教諭として発令するよう働きかけます。
- 新たな司書教諭養成に加え、司書教諭の有資格者を対象とする研修等の機会を充実します。

○また、学校全体の学校図書館活用教育をコーディネートする司書教諭と、学校図書館に配置された学校司書等とが連携し、学校一丸となって進めていくためには、何よりも管理職の理解が必要です。管理職研修等の場を利用して、「学校図書館活用教育」の重要性を繰り返し伝えていきます。

【参考指標】

司書教諭配置率（小・中合計）

平成20年度： 58.7% → 平成25年度： 100%

「平成20年度学校図書館司書教諭に関する調査」（県教委実施）より

学校図書館を活用した授業を計画的に行っている学校の割合

平成20年度 小学校46.8% → 平成25年度 小学校70%
中学校28.3% → 中学校50%

「平成20年度 全国学力・学習状況調査島根県（公立）の結果」より

（2）学校等における子どもの読書活動を推進するための環境の整備、充実

①幼稚園・保育所等における読書環境の整備、充実

【現状及び課題】

○生涯を通じた読書習慣を身に付けるため、絵本コーナーの設置など、幼児期に読書の楽しさと出会う機会を提供するような読書環境の整備が図られています

（再掲）

○幼児期に、絵本や物語に接する機会を通して、読書の楽しさと出会えるよう、幼稚園・保育所において、絵本の読み聞かせや貸出が行われています。（再掲）

○絵本や物語を身近なものと感じられるような、親しみやすい雰囲気 of 絵本コーナーの設置や充実が必要です。（再掲）

【施策の方向】

○家庭での読み聞かせなど、絵本や物語と出会うことの重要性について、保護者を啓発していく運動を促します。（再掲）

○絵本コーナーを確保するとともに、各発達段階に応じた図書の選定について配慮がなされるよう働きかけます。（再掲）

○絵本や物語を身近なものと感じられるような、親しみやすい雰囲気 of 絵本コーナーの設置、充実を促します。（再掲）

②学校図書館における環境整備、充実

【現状及び課題】

○子どもの豊かな読書活動や主体的な学習活動を支援するのに十分な図書資料の充実が必要です。

○県内の公立小・中学校のうち、学校図書館図書標準を満たしている学校の割合は、小学校が22.6%、中学校が18.9%です。

(「平成20年度学校図書館の現状に関する調査」より)

○県立高校・特別支援学校においても、生徒一人当たりの蔵書数や整備状況には学校間の格差が見られます。

【施策の方向】

○学校図書館の蔵書を充実させることが必要です。各市町村に対して、学校図書館図書標準を早期達成するよう要請します。(再掲)

○各小・中学校に十分な図書が整備されるまでの臨時措置として、小・中学校向け図書パッケージを整備し、資料支援を行います。(再掲)

○廃棄基準に照らし合わせ、蔵書が適切に廃棄されるよう、市町村に対して要請します

【参考指標】

学校図書館図書標準を達成している学校の割合

平成20年度	小学校22.6%	→	平成25年度	小学校50%
	中学校18.9%	→		中学校50%

「平成20年度学校図書館の現状に関する調査」より

③学校図書館のネットワーク化

【現状及び課題】

○コンピュータやマルチメディア機器の導入が進められていますが、蔵書のデータベース化(※45)など、その機器を有効に活用していくことが必要です。

○データベース化をすすめ、他校の図書館や公立図書館とのネットワークを整備し、資料収集を共有化することを検討していく必要があります。

【施策の方向】

○学校と公立図書館や学校相互間での、各種図書資料や情報などの共同利用について検討します。

④学校図書館への人的配置の推進

【現状及び課題】

○12学級以上の学校ではすべて司書教諭が発令されていますが、学校図書館活動の中心的役割を担うためには、司書教諭の業務の明確化、校内体制の充実が必要です。

○11学級以下の規模でも司書教諭が発令されている学校がありますが、資格取得者の数は十分とはいえず、配置状況にも偏りがあります。

○学校司書等の配置について検討していく必要があります。

【施策の方向】

- 学校図書館にある蔵書や資料が活用を図られるためには、専門的な知識をもった学校司書等の存在が不可欠です。学校司書等の配置の必要性や重要性を市町村に説明し、要請していきます。（再掲）
- 「学校司書等配置事業」を通して、小・中学校に学校司書等を配置する市町村に対し財政的支援を行い、人のいる学校図書館を目指します。（再掲）
- 「司書教諭講習」を開講したり、放送大学の受講を薦めたりして、司書教諭の養成に努めます。
- 教育センターと連携して、学校図書館活用教育の理論と実践を学ぶ「学校図書館活用講座」（※46）の受講を薦め、専門性を高めます。
- 「県立図書館機能強化事業」をはじめとし、県立図書館等と連携して、学校司書等に対しての人材養成研修を行い、専門性を高めます。
- 「学校図書館活用教育」を学校の中核にするためには、まず、管理職がその重要性・必要性についてしっかりと理解することが重要です。その理解のもと、学校図書館の機能が発揮できるような学校体制、人的体制を整えるよう、管理職研修等の機会を使って働きかけます。

『関連事業』

- ・文部科学省委託事業「学校図書館司書教諭講習」の実施
- ・放送大学「学校図書館司書教諭講習」受講の奨励

4 図書館間協力等の推進

(1) 公立図書館と学校図書館との連携

【現状及び課題】

- 松江市、出雲市、川本町では、独自の「子ども読書活動推進計画」を作成し、教育委員会や図書館内に学校図書館支援を支援するための体制を整備しています。
- 浜田市や吉賀町などの自治体では、移動図書館車を運行し、域内の保育所や小学校等を定期的に巡回しています。

【施策の方向】

- 市町村教育委員会を中心に、学校図書館を支援するセンター等が整備されることを働きかけます。
- 県立図書館は、県内公立図書館と連携し、地域の小・中学校に対して資料の貸出等の支援をします。

(2) 図書館等の連携・協力

【現状及び課題】

- 県立図書館は、県内公立図書館に対して、相互貸借や一括貸出等の連携体制を整備

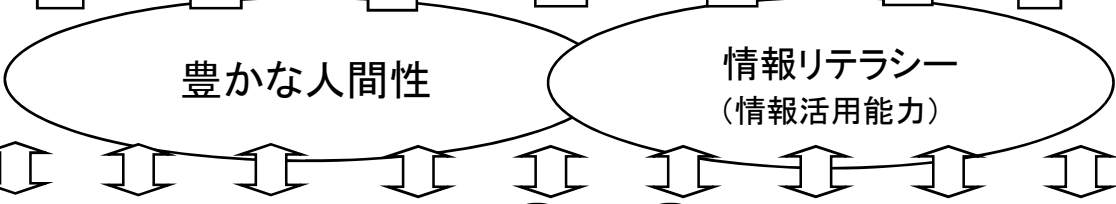
し、定期的に巡回を行っています。

- 各図書館ともに資料購入費が十分でない現状のなかで、限られた資料を県全体で有効に活用する必要があります。
- 現在、県内公立図書館等の施設で電算化を行っているのは27館ですが、そのうちインターネットを利用して自館の蔵書を公開している図書館は12館であり、更なる図書館の情報化の促進が求められます。

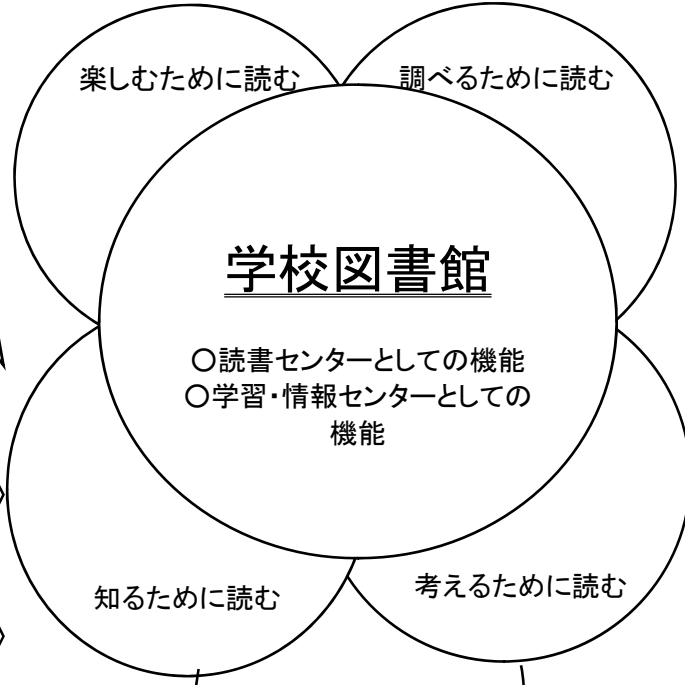
【施策の方向】

- 県立図書館は、充実した連携・協力体制を強化するために、巡回時に相互貸借や児童サービスに関する読書相談に応じる等、図書館間の相互理解を深めるようより一層努めます。
- 県立図書館は、資料の検索手段の向上と有効活用を図るため、県内図書館の蔵書情報を一括して検索することのできる情報ネットワークシステムを構築します。また、WebOPAC（※47）から資料提供へとつなげられるよう、信頼性が高く役立つ情報を得られるようHPの充実に努めます。
- 県内高等学校や大学、または県内公立図書館間の相互貸借を支援することのできる物流システムを構築します。

☆ 生 き る 力 ☆



- 様々な知識や価値観
- 想像力
- 思考力
- 表現力
- 感性
- 感情や状況を読み取る力
- 情報を比べたり、分析したりする力
- 情報を整理し、まとめる力
- メディアを利用する力
- 様々な情報を集める力



市町村の理解・支援

市町村各教育委員会の理解・支援

- ・司書教諭 学校司書等
- ・教職員の共通理解
- ・校内体制の整備
- ・管理職のリーダーシップ

- ・人がいる学校図書館
- ・本がある学校図書館
- ・メディアがある学校図書館
- ・資料がある学校図書館

学校司書等配置事業

県立図書館機能強化事業

Ⅲ 計画の推進

1 読書活動推進体制の整備

(1) 県における推進体制の整備

【現状及び課題】

- 県教育委員会、関係部局、学校図書館、市町村立図書館、社会教育関係者、読書ボランティア等からなる「島根県子ども読書活動推進会議」(※48)を設置し、「島根県子ども読書活動推進計画」の策定や進行管理、県内の子ども読書活動推進のための取組みについて協議しています。
- 「島根県子ども読書活動推進会議」の取組みや優れた実践を広報するなど、「子ども読書県しまね」にむけた気運醸成を図る必要があります。

【施策の方向】

- 情報を共有し、関係団体が互いに連携・協力して、子どもの読書活動の推進と「子ども読書県しまね」の気運醸成に引き続き取組みます。
 - ・引き続き「島根県子ども読書活動推進会議」を定期的で開催し、取組みや実践について検証、評価を行います。
 - ・「島根県子ども読書活動推進会議」で協議された内容や県での取組みの状況をHP等で公表し、各機関が連携したり、参考にしたりしやすいように努めます。
 - ・「ふるさと納税制度」(※49)により集まった寄附金を、県と市町村が連携して実施する子どもの読書活動推進のための事業費として用います。

『参考』

島根県生涯学習課HP

<http://www.pref.shimane.lg.jp/shogaigakushuu/kodomodokusyo/>

島根県立図書館HP

<http://www.pref.shimane.lg.jp/toshokan/>

(2) 市町村との連携の強化

【現状及び課題】

- 県内の隅々まで子ども読書の大切さを普及させ、「子ども読書県しまね」を実現させるためには市町村の協力が欠かせません。そのためには「市町村推進計画」を策定し、地域に応じた推進施策に取り組む必要があります。しかし、「推進計画」を策定している市町村は21市町村中3市町にとどまっています。
- そのために「市町村推進計画」策定を積極的に働きかける必要があります。
- 子ども読書活動推進にかかる文部科学省委託事業等の支援を行っていますが、さらに市町村に働きかける必要があります。

【施策の方向】

○市町村との連携を図り、その支援に努めます。

- ・「島根県子ども読書活動推進計画」を市町村に説明し、市町村での策定を働きかけます。また、市町村の子ども読書活動担当者との連携を一層図ります。
- ・県生涯学習課、県立図書館は全ての市町村が推進計画を策定することを最終目標とし、策定に関する情報提供や助言等の窓口を明確にします。また、県立図書館の協力巡回などで、市町村の支援を行います。

子ども読書活動推進計画担当窓口	
・ 県生涯学習課	0852-22-6485
・ 島根県立図書館 こどもしつ	0852-22-5746
・ 島根県立図書館 館外奉仕室	0852-22-5729（巡回担当）

- ・ 各種委託事業等が円滑に行えるよう、情報提供等の支援や専門的指導を引き続き行います。また、その成果を広報します。

【参考指標】

「市町村の子ども読書活動推進計画」策定率（県内21市町村のうち） 平成20年度：14.3%（2市1町） → 平成25年度：50%

（3）民間団体との連携・協力

【現状及び課題】

- 県内読書ボランティアは子どもの読書活動への理解や関心を広め、読書に親しむ機会の提供をするなど、子どもの読書活動推進になくてはならない存在となっています。
- 文部科学省委託事業等において、その地域の中心となり活躍している読書ボランティアもいます。
- 研修や情報交換の機会を増やし、ボランティアや団体同士のネットワークを構築する必要があります。
- 研修等で学んだ技術を、発揮する場を確保する必要があります。

【施策の方向】

- 情報提供に努めるほか、活動の場の提供を支援します。
 - ・ 県立図書館が主催する研修だけでなく、県内市町村で開催される研修や講演会、団体の実践活動を一括集約してHPで提供・広報する体制を整備します。
 - ・ P T A、子ども会等の民間団体においても、読書活動の意義や重要性を学ぶ機会が増えるよう関係機関との連携を図ります。
 - ・ 活動の場の確保のため、市町村や、地域の図書館・公民館等の社会教育施設職員に対し、読書ボランティア活動の重要性の啓発に努めます。

2 啓発・広報

(1) 「子ども読書の日」を中心とした啓発広報の推進

【現状及び課題】

- 国は、平成17年には「文字・活字文化振興法」を制定し、平成22年を新たに「国民読書年」(※50)と定め、読書の気運醸成を一層推進しています。
- 「子ども読書の日」(※51)の趣旨に基づき、平成20年度には県内14市町村で読書会や絵本を楽しむ会などの活動が行われています。
- 「読書週間」(※52)や「しまね教育の日」(※53)にあわせ、「しまね子ども読書フェスティバル」を毎年1ヶ所開催しています。
- 読書活動への理解、取組みについての地域差を解消し、県民運動としての「子ども読書県しまね」の気運醸成を図る必要があります。

『参考』

2007 しまね子ども読書フェスティバル in 益田

<http://www.pref.shimane.lg.jp/shogaigakushuu/kodomodokusyo/H19kodomodokusyo.html>

文部科学省子ども読書推進HP

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/index.htm

【施策の方向】

- 国の広報事業と連携して、今後も県内各地で、図書館、学校、ボランティアなどが連携・協力し、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するとともに、「文字・活字文化の日」(10月27日)、平成22年「国民読書年」においても、趣旨にふさわしい事業に取り組み、子どもの読書活動の推進に向けた気運を高め、啓発・広報を一層推進します。

『参考』:「国際子どもの本の日」(4月2日)(※54)、「子ども読書の日」(4月23日)、「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)(※55)、「学校図書館の日」(6月11日)(※56)、「文字・活字文化の日」(10月27日)、「読書週間」(10月27日～11月9日)、「しまね教育の日」(11月1日)、「しまね教育ウィーク」(11月1日～11月7日)(※57)においても、子どもの読書活動への関心を高める取組みをし、啓発広報を推進します。

- 「子ども読書県しまね」をスローガンに、全県的な啓発・広報に努めます。
 - ・関係機関、民間団体と連携しながら、ポスターやリーフレットの配布など全県的な啓発・広報に努めます。
 - ・また、児童や生徒を対象とした読書に関する様々なコンクールや、周知キャンペーンの実施、読書活動推進にむけたキャッチコピー募集などを検討します。

- ・引き続き、市町村や地域の図書館に「子ども読書の日」や「読書週間」、「しまね教育の日」の主旨に沿った活動を推進するよう働きかけます。
- ・「しまね子ども読書フェスティバル」のあり方を検討し、図書館で活動する読書ボランティアのほか、学校図書館での取組みや実践活動を紹介し、学校図書館関係者の参加を促します。
- ・HPや県広報誌で広報するほか、新聞社、テレビ局等に取材を依頼します。
- ・ケーブルTV等、地域に密着したマスコミを通じた啓発・広報を市町村に促します。

【参考指標】

「子ども読書の日」（4月23日）に関連して、読書啓発活動に取組んだ市町村数の割合（県内21市町村中）
 平成20年度：66.7%(14市町村) → 平成25年度：100.0%
 「子ども読書の日に関する取組予定調べ」（文部科学省）より

（2）各種情報の収集と提供

【現状及び課題】

- 各図書館、学校、読書ボランティアの取組みは、様々な手段で広報されていますが一元化されておらず、優れた取組みの情報がその地域だけにとどまっている状況があります。
- 「子ども読書県しまね」の趣旨を広く県内に浸透させるためには、シンボリックな情報窓口が必要と考えます。

【施策の方向】

- 学校、図書館、地域における活動の情報を収集し、広く情報発信します。
 - ・「ふるさと教育」や「放課後子どもプラン」等、関連のある事業の関係機関に、子どもの読書に関しての情報を提供できる機会を増やしてもらうよう働きかけます。
 - ・県内のみならず県外の先進事例についても紹介します。
- 市町村や民間団体、学校などでも子ども読書活動に関する各種情報の提供を進めていくよう促します。また、HPを未設置の公立図書館にはその開設に努めるよう呼びかけます。

（3）優れた取組みの奨励

【現状及び課題】

- 国において「子どもの読書活動優秀実践校、図書館・団体(者)」の文部科学大臣表彰制度があり、県はその推薦を行っています。
- 特色ある、優れた実践を広く県民に紹介していく必要があります。

【施策の方向】

○引き続き、優秀実践校、図書館・団体(者)を表彰します。

- ・表彰を受けた学校、図書館・団体(者)の名前を公表するだけでなく、その取組みがわかるようHPに掲載したり、リンクさせたりする工夫を行います。
- ・優れた実践を行っている団体の代表者や実践者を「島根県子ども読書活動推進会議」の委員に委嘱することなどにより、優れた実践の普及を促進します。

【実践事例】

○松江市立図書館

昭和61年6月の開館時から職員とボランティアが協力し、おはなしの会、立体童話上映会、子どものつどい等、広く市内の子どもたちに親しまれる事業を実施している。また、市内の幼稚園・児童クラブ等への月1回の配本や小学校等への団体貸出など、子どもの読書推進のための貸出サービスも実施している。平成15年度からは、新たに「語り手養成講座」を開講してストーリーテリング(※58)のボランティアを養成するなど、市民の子ども読書活動も支援している。さらに、この講座(第1期～4期)で養成したボランティアにより4つのおはなしサークルが結成され、図書館での毎月1回のおはなし会(ストーリーテリング)の開催や「市立図書館お話出前」への協力参加など、養成と活動のシステムができており、よい事例となっている。加えて、平成14年度から市内の中学生を対象に、毎年夏休みと春休みに中学生ボランティア事業を実施している。配架や書架整理、本の修繕、子どものつどいへの参加等を通じて、図書館に親しむ機会を提供するとともに読書の楽しさを発見してもらうことを目的として行われており、特色ある取り組みである。

(平成20年度子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰受賞)

○おはなしの部屋(隠岐の島町)

昭和59年秋、新しい公民館図書室の開設にあわせ、公民館からの呼びかけにより、子どもたちが本好きになってほしいと願う主婦3名で発足。以来、毎週土曜日の午後、図書室で幼児・小学校低学年の児童を対象とした絵本の読み聞かせ活動を中心に、七夕まつり、クリスマス会等四季の行事における読み聞かせ、ブックトーク(※59)、紙芝居などを行ってきた。平成11年、町立図書館開館後は、活動の拠点を図書館に移し、同様に、図書館の子ども読書活動を支えている。また、町内の全小学校11校の朝読書の時間に読み聞かせやブックトークに出かけている。同グループの積極的な活動が、町の図書館建設につながるなど、離島である隠岐地域の子ども読書関係ボランティアグループの核として活動を続けている。(平成20年度子どもの読書活動優秀実践団体文部科学大臣表彰受賞)

(賞 歴)		
	【優秀実践図書館文部科学大臣表彰】	【優秀実践団体文部科学大臣表彰】
平成15年度	瑞穂町立図書館	安来親子読書サークル
平成16年度	西郷町立図書館	おはなし会トムテ
平成17年度	六日市町立図書館	ブックランド古志
平成18年度	かわもと図書館	大東町子ども読書会
平成19年度	該当なし	桜江町読書普及協議会子ども読書推進部

○松江市古志原公民館

公民館にある図書室の機能向上を目指して、5年前より取り組んでいる。室内を衣替えし、開架図書の充実を図っている。図書購入予算の6～7割を児童図書にあて、親子の利用にに応じているが、本の選定は読書ボランティアに任せ、大型の絵本なども購入している。

公民館で乳幼児の子育て教室、市主催の定期検診や子育て相談などが行われるときは、図書室から絵本を会場に移動させ、その場で借りられる取組みをしている。この実践は、どの組織も予算が厳しいなか、工夫されたブックスタート事業として、参考になる活動といえよう。

また、公民館主催の「布の絵本」教室が開かれており、そこで製作された絵本やおもちゃは、公民館から子育て教室や保育所などに貸し出されている。また、公民館で展示し、子どもたちが実際に触れることで、本に親しむきっかけ作りの役割を担っている。

古志原公民館は、「子ども広場」の実施場所として放課後の児童の居場所となっているので、その場にも本を整備している。静かに読書をしている子どもがいる一方、虫や球技のルールを本で調べるなど、遊びの中では図鑑や解説書が活躍している。

年1回、読み聞かせや、お話会などを中心とした「図書祭」が開催され、子どもたちの楽しみの一つになっている。地域に密着している公民館の取組は、大人にも子どもにも本に接するきっかけを多くつくっている。

○松江市立中央幼稚園

数年前より、子どもの読書活動の重要性に着目し、絵本コーナーの整備に取り組む。遊戯室の一角に畳と丸テーブルを備えた絵本コーナーを設置し、保護者の協力や園児の整理により、子どもたちの生活の中に定着してきた。さらに、遊戯室よりも各教室に近いところにも絵本コーナーを設置。テーブルとベンチを配置し、実際に本を手に取りやすい環境を心がけている。ベンチでは一人で静かに読書を楽しむ子どもや、友達と同じ本を賑やかに読んでいく姿が見られる。また、各教室にも絵本を備えているので、子どもたちは3カ所で本を手にすることができる。

本の貸し出しは、週1回2冊まで認められているが、子どもが何の本を借りたかわかるように、子どもが選んだ本を保護者が確認してカードに記入する方法をとっている。親子

で絵本が共通の話題となるような仕掛けがされている。

担任による読み聞かせが奨励されているほか、地域ボランティアが毎週水曜日に幼稚園で活動している。幼稚園の教員が併設された小学校で読み聞かせを行うなど、絵本を通してつながりを持ち、幼小一貫教育の役割も果たしている。継続して読み聞かせを行うと、集中力が身につく、本に興味を持つ子が増えたと、多くの教員が実感している。

○みなと保育園（浜田市）

平成17年度より月1回の保育所体験特別事業の中で、地域の子育てをしている親子に絵本に親しんでもらうために毎回絵本の読み聞かせを行っている。この事業の利用者が、主に0歳から3歳前後であることを考慮し、島根県立図書館の「おすすめしたい子どもの本」の中から、大人と子どもの共感関係をよびおこすもの、軽快なリズム感のある言葉がでてくるもの、ストーリー性のある絵本などを中心に選んでいる。時には、絵本のお話の中からパネルシアター、ペープサート、人形劇等の保育園独自の視聴覚教材を作り、実践活動を試みている。

参加された親からは、自分の子が他の子と一緒に楽しそうに絵本を見ている姿を見て、絵本が好きになり絵本に対する関心が高まったとの感想をいただいている。読み聞かせで好評をいただいた絵本に関しては、市内にある同一法人の3ヶ園にも知らせ、小さい時から絵本の読み聞かせが好きになってもらえるように読み聞かせの活動を行っている。

○東出雲町立東出雲中学校

平成17年度に学校司書が配置され、学校図書館を「読書センター」として、また「学習情報センター」としての充実に取り組んできた。平成18年度に東出雲町が文部科学省の「学校図書館支援センター事業」の指定をされたのを機に、町全体で人・情報・物流のネットワーク体制が確立した。町内3小学校と連携して、図書館教育に取り組んでいる。

東出雲中学校は、学校司書の配置を機に、毎日の読書時間を「朝の読書」で確保した。また、読書で得た言葉の力を基礎に、情報を活用する力を育てるために、ほぼ全教科の授業で図書館が活用されている。こうした取組で、貸出数・図書館を活用した授業時数とともに、読書意欲を支え信頼にこたえる図書館として、生徒たちの心に占める割合も飛躍的に伸びた。現在、「昼休みにたくさんの生徒で賑わう学校図書館」と「人気の図書委員会による読書集会」が新しい「東出雲名物」となっている。

（平成20年度読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰受賞）

○飯南町立赤来中学校

平成10年度から全校一斉朝読書に取り組んでいるほか、「読書ノート」を活用した読書指導を行っている。また、平成18年度には、「新教育システム開発プログラム」

の指定を受けたことを契機に、蔵書のデータベース化を行い、平成19年度には、2教室を統合した学校図書館を完成させ、学校図書館を活用した教科等の学習について、実践研究に取り組んでいる。さらに、教職員や保護者、学校図書館支援ボランティアが連携協力して、読書活動を推進しており、成果を挙げている。

(平成20年度読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰受賞)

(賞 歴)

【読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰】

平成15年度	広瀬町立広瀬小学校 仁多町立三成小学校	宍道町立来待小学校	出雲市立塩冶小学校
平成16年度	松江市立城北小学校	出雲市立稗原小学校	
平成17年度	浜田市立松原小学校	川本町立三原小学校	益田市立豊川小学校
平成18年度	松江市立大庭小学校	斐川町立西野小学校	江津市立青陵中学校
平成19年度	安来市立井尻小学校	出雲市立窪田小学校	川本町立川本西小学校

※市町村名は、受賞当時。

○出雲市教育委員会図書政策課

出雲市は6つの公共図書館の特性を生かしながら、市全体を見据えた新しい図書政策を展開するため、図書政策課に事務・企画部門を集中させ、6館の総合調整や子ども読書活動の推進等の図書施策に力を入れている。

子ども読書活動の推進には、学校図書館と公共図書館との連携が重要と考え、まず、6つの公共図書館のネットワークを生かした図書の有効活用と団体貸出サービス(1クラスあたり40冊まで、期間は1ヶ月利用)の充実を図った。また、子どもたちが読書の楽しさを知り、読書意欲や読む力を高めていくための、ストーリーテリングやブックトークの専門的な知識や技術を学ぶ講座を開催し、人材(専門ボランティア)の育成を進めている。さらに、講座修了生が学校からの依頼に応じる専門ボランティア(「おはなしゆうびんやさん」として活動できる体制を作り、人材の派遣を行い、ブックトーク等で紹介した本はクラスの人数分を用意して持っていくなど、その活動を支援している。

平成20年4月からは市内全小中学校に「読書ヘルパー」を配置し、図書政策課内に「学校図書館支援センター」を設置。学校からの相談や支援依頼等に対し、助言・情報提供・研修会の開催など、「人のいる温もりのある学校図書館」をめざし取り組んでいる。

(4) 優良図書の普及

【現状及び課題】

- 県立図書館では推薦児童図書リスト「おすすめしたいこどものほん」「グループ用目録」等を作成し、公立図書館、学校図書館等へ配布していますが、これらのより効果的な活用方法が求められています。
- 子ども向け定例行事で使用したテーマ絵本のリスト等をHPにて公開しています。

【施策の方向】

- 各種テーマ別図書リストを作成・配布し、HPに掲載します。
- 県内公立図書館等で「おすすめしたいこどものほん」の巡回展示を行います。(再掲)

(5) 地域にかかわる読書啓発広報の推進

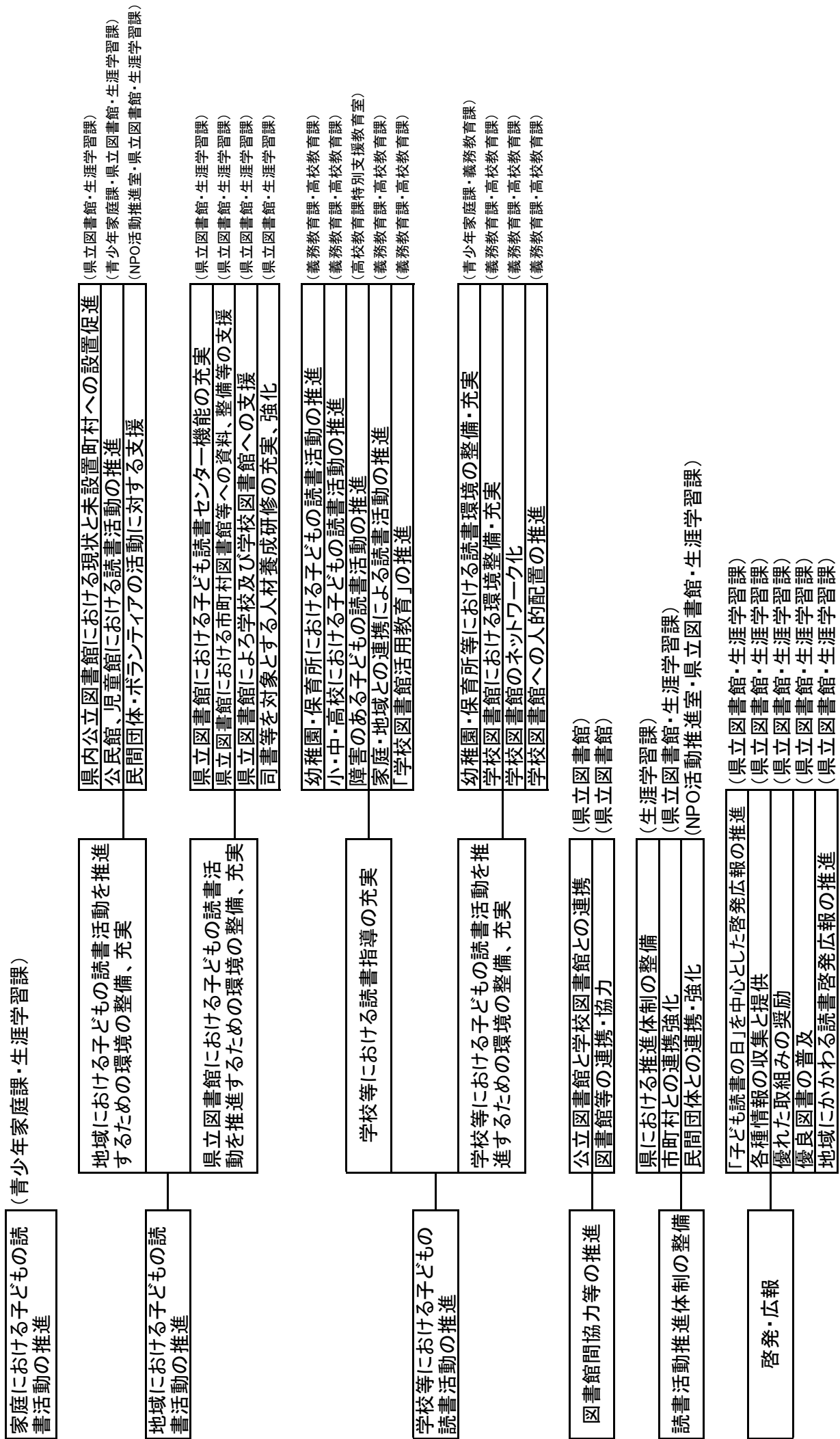
【現状及び課題】

- 島根県立図書館のこどもしつ内に「島根県の本」コーナーを設置し、郷土資料室とともに、郷土に関する調べ学習等の支援に努めています。また、市町村や学校の図書館でも郷土資料の収集、提供をしています。
- ふるさと島根を愛する心を育てるために、地域の人材・文学を積極的に紹介していく必要があります。

【施策の方向】

- 「子ども読書県しまね」を支え、島根県を愛する子どもたちを育てます。
- ・ 県立図書館こどもしつの「島根県の本」コーナーを充実するとともに、「島根の児童文学作家・作品紹介リスト」を作成しHP上に公開して、ふるさとに愛着をもつ子どもたちの育成を支援します。また、郷土資料のデジタル化をはかり、HP上で紹介します。
- ・ 島根県がすすめる「ふるさと教育推進事業」等、学校教育で図書館を利用した実践事例を、司書教諭や学校司書等へ紹介し、地域に関わる読書啓発広報の推進を図ります。

計画の体系



用語解説

※1 教育基本法

昭和 22 年制定の「教育基本法」の全部を改正し、平成 18 年 12 月 22 日に公布・施行された日本の教育に関する根本的・基礎的な法律。前文で「たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願う」とし、この実現のために教育を推進するとしている。これまでの教育基本法の普遍的な理念を継承しつつ、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」を規定した。

※2 学校教育法

日本国憲法、教育基本法の理念を受け、日本の六・三・三・四制の学校制度の基準を定めた法律。平成 19 年 6 月 27 日に改正された。

※3 図書館法

社会教育法に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする法律。平成 20 年 6 月 11 日に改正された。

※4 文字・活字文化振興法

平成 17 年 7 月 29 日に公布された法律。文字・活字文化の振興を総合的に推進するための国や自治体の基本的責務を定めている。

※5 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日公布。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健全な成長に資することを目的としている。

※6 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成 14 年 8 月に閣議決定された国の基本計画。平成 20 年 3 月に第 2 次計画が策定された。

※7 情報リテラシー（情報活用能力）

臨時教育審議会による「教育改革に関する第二次答申（昭和 61 年 4 月 23 日）」において、情報リテラシーとは情報活用能力（情報および情報手段を主体的に選択し活用していくた

めの個人の基礎的資質)であるとされている。また、平成10年8月の「情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて」(情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議最終報告)では、今後の初等中等教育段階で育成すべき「情報リテラシー(情報活用能力)」を以下のように整理している。

(1) 課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力(情報活用の実践力)

(2) 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善したりするための基礎的な理論や方法の理解(情報の科学的な理解)

(3) 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度(情報社会に参画する態度)

※8 司書教諭

「学校図書館法」第5条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる職員で、教員免許状を有し司書教諭講習を修了した教諭をもって充てる。「学校図書館法の一部を改正する法律」により、平成15年度から12学級以上の学校に配置されている。

※9 学校司書

学校図書館の仕事に携わる事務職員の総称。

※10 ふるさと教育

ふるさとへの愛着と誇りを持ち、美しいものや神秘的なものに感動する心豊かでたくましい子どもを育むことがねらい。地域の自然・歴史・文化・産業と言った教育資源を学習素材にするとともに、地域の大人から話を聞いて学んだり、地域へ出かけて自然体験、ボランティア活動等の社会体験、生産体験、職場体験を積み重ねたりなど、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育を年間35時間、県内すべての公立小中学校で実施している。

※11 放課後子どもプラン

子どもを地域全体で育むという基本理念に基づき、地域の大人たちの力を結集し、放課後や休日を健やかに過ごすことができる環境を保障し、地域での子どもの育ちを支える事業。「放課後子ども教室推進事業」「放課後児童健全育成事業」をはじめ、子ども会、スポーツ少年団などが地域の実態に応じて、相互の連携・協力し総合的・体系的推進を図る。

※12 親子読書

家庭での読み聞かせ。絵本の読み聞かせによって親の言葉で子どもを包み、親子で絵本の

楽しみをともにすること。親が子に、絵本や昔話などの言葉を通して語りかけることにより、子どもに愛を伝えることができる。親と子が共に絵本等にふれることで、子どもの心、言葉、夢が育つ。昭和 54 年島根県教育委員会が策定した「島根県読書普及振興計画（昭和 54～60 年）」に、「親子読書」が盛り込まれ、子どもに対する読書普及事業として地域ぐるみで普及活動の促進が図られたことがはじまり。

※13 家読（うちどく）

「家庭での読書」の略。朝の読書推進協議会などが提唱する活動で、「家族で読書の習慣を共有」し、「家族みんなで好きな本を読んで、読んだ本について話す」ことを基本とするもの。

※14 司書

「図書館法」第4条で規定された「図書館に置かれる専門的職員を司書とする」と規定されている。公共図書館に置かれる、司書資格を取得した専門的職員をさす。

※15 学校図書館活用教育

「豊かな人間性」や「情報活用能力」を育成し、「生きる力」を培うことを目標に、学校のカリキュラムに学校図書館の活用を統合した形で取り入れて進めていく教育。はっきりとした定義はなされてはいないが、山形県の朝陽第一小学校などの先進的な取組みが注目を集めるとともに、全国的な広がりを見せた。

※16 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもの。平成 5 年 3 月の文部省初等中等教育局長通知による。

※17 ブックスタート

乳幼児検診に参加したすべての赤ちゃんと保護者に、赤ちゃん向け絵本の入ったブックスタート・バックを説明の言葉とともに手渡し、赤ちゃんの本の時間の楽しさを分かち合うことを応援する運動。

※18 「ノーテレビデー」「ノーゲームデー」

その日はテレビ及びゲームを見ない、しないという取組み。見ない、しないことでテレビや空いた時間を、読書や趣味、家族との団らんの時間に有効活用しようというのが狙い。

※19 子育てサポーターリーダー

地域における育児相談や子育てサークルの支援等を行う子育てサポーターをまとめ、家庭

教育支援方策等を企画するとともに、子育てサポーター等と共に家庭教育支援活動等を行う。家庭の教育力の向上を図るための「地域における家庭教育支援基盤形成事業」の中心的な役割を担う。子育てサポーターリーダーをはじめ関係者で構成する「家庭教育支援チーム」を創設し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進する。

※20 しまね家庭の日

昭和41年9月、「青少年育成島根県民会議」が発足。当初から毎月第3日曜日を「家庭の日」として様々な活動を展開。平成14年5月、現行の「しまね家庭の日」県民運動推進基本方針を策定し、毎月第3日曜日を「しまね家庭の日」として提唱。ただし、市町村民会議は、地域の事情により月1回都合の良い日を指定して実施可としている。

※21 読書普及指導員

島根県読書普及振興計画を策定した昭和54年より県立図書館に配置。市町村の求めに応じて、親子読書等、読書普及のすすめ方について、指導及び助言を行う専任職員。

※22 NPO法人

ボランティア活動などの社会貢献を行う、営利を目的としない団体の総称。

※23 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

「図書館法」第18条に基づき、平成13年7月に文部科学省が告示した公立図書館の運営等に関する基準。都道府県立図書館の運営の基本として、(1)市町村立図書館への援助、県内図書館間の連絡調整。(2)図書館未設置市町村への援助。(3)住民の直接利用体制の整備。(4)社会教育施設・学校等との連携。の4点を掲げている。

※24 学校支援地域本部事業

学校・家庭・地域の連携協力を強化し、多くの地域住民が、学校教育を支援することで、子どもに多様な体験の機会を増やし、教員がより教育活動に専念できる体制を作る事業。子どもたちには規範意識、コミュニケーション能力の向上が、地域住民には自らの知識や経験を活かす場が広がることが期待される。

※25 しまね子どもの読書等推進の会

子どもの読書環境及び読書活動に関心のある者の連携と資質の向上を図り、県内における子どもの読書活動等の推進に寄与することを目的として平成13年に設立された。現在、県事務局と10支部の組織を持ち、会員数は379人(平成20年4月現在)である。

※26 子どもゆめ基金

国と民間が協力して子どもの体験・読書活動などを応援し、子どもの健全育成の手助けをする基金。

※27 子ども読書応援プロジェクト

国が、子どもや保護者が身近な地域において、自ら参加・体験して読書の重要性等を実感できる取組みを広く推進することを目的として実施するプロジェクト。「子ども読書応援団推進事業」（子ども読書応援団の派遣、ボランティアリーダー育成、オーサービジット事業推進、取組の調査研究）、「子ども読書地域フロンティア事業」（気運醸成、フェスティバルの実施等）、「子ども読書情報ステーション事業」（普及啓発）の3つの事業を展開している。平成20年度は県内6市町で実施。

※28 ヤングアダルト

主に10代の読者あるいは利用者を、児童と成人の中間に位置し独特の配慮を要する利用者として図書館等で意識して呼称するときにする用語。

※29 レファレンスサービス

参考業務ともいう。利用者の求めに応じて図書館職員が資料の検索・調査や提供などのサービスを行うこと。

※30 ライトハウスライブラリー

社会福祉法人 島根ライトハウス ライトハウスライブラリーは、松江市にあり、視覚障害者への点字・音声図書の貸し出しや情報提供、リハビリを行う施設。

※31 大活字本

弱視者、高齢者のために、大きな活字で印刷された本。

※32 総合的な学習の時間

国際化や情報化をはじめとする社会の変化をふまえ、子どもの自ら学び自ら考える力などの全人的な生きる力の育成を目指して平成10年（高等学校は平成11年）告示の学習指導要領において新設された時間。各教科等の学習で得た個々の知識を結びつけ、総合的に働かせることができるようにすることを下記の内容を実施する。

- (1) 地域や学校、子どもたちの実態に応じ、学校が創意工夫を生かして特色ある教育活動を行う。
- (2) 国際理解、情報、環境、福祉・健康など従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行う。

※33 おすすめしたいこどものほん

島根県立図書館、島根県公共図書館協議会、島根県読書推進運動協議会の3団体で年1回作成・発行している児童図書リスト。「最近刊行された本」「ながく読みつがれた本」「小学生向き」の3種類からなる。

※34 パスファインダー

情報を探索するときの道しるべ。ある主題に関する資料・情報を収集する際に、関連資料の探索方法を一覧できるリーフレットのこと。

※35 町村図書取次施設

図書館未設置町村における公民館図書室等で、その地域の中心となる読書施設のこと。

※36 県立図書館機能強化事業

子ども読書活動を促進するため、県立図書館の使命である（1）学校図書館への支援（2）専門的知見に基づく人材養成を重点的に強化するとともに、（3）「読書普及の総本山」である県立図書館の直接サービス（開館日・開館時間）を改善することにより、図書館関係者・読書ボランティア等の志気高揚と図書館利用の促進を図るための事業。

※37 学校司書等配置事業

読書活動の推進及び学校図書館の効果的な活用・運営を図るため、市町村の学校司書等配置を支援し、もって、学校図書館機能の充実を目指すことを目的とした事業。小・中学校に学校司書等を配置する市町村に対して財政的支援を行う。

※38 読書ヘルパー

平成20年度より出雲市教育委員会が、図書館担当の教職員や読書ボランティアと連携し子どもの読書活動推進につなげるため、市内すべての公立小中学校に、読書に特化した「読書ヘルパー」を一人ずつ配置。活動内容は、貸出や返却に伴う図書の整理や、本の紹介、図書を使う調べ学習の補助、読み聞かせなど。

※39 学校図書館の現状に関する調査

文部科学省が、学校図書館の人的整備状況、物的整備状況、読書活動の状況を把握するために実施する全国調査。

※40 デイジー図書

視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために開発された、デジタル録音図書のこと。主な記録媒体はCD-ROMで、点字図書館や一部の公共図書館で貸し出しさ

れている。

※41 「読書センター」

学校図書館が、日々の生活で児童生徒が読書を楽しむ場であり、また豊かな感性や情操を育む読書指導としての機能を果たすこと。

※42 「学習・情報センター」

学校図書館が、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援する場であり、また必要な情報を収集・選択・活用できる場としての機能を果たすこと。

※43 学校図書館司書教諭講習

「学校図書館法」第5条3項の規程に基づき、学校図書館の専門職務を掌る司書教諭を育成するため、大学・教育委員会等が文部科学大臣の委託を受けて実施する講習。「学校図書館司書教諭講習規程」により、受講生は必修5科目10単位を修得することで「修了証書」が授与される。島根県では高校教育課が主管となり、毎年夏季休業中に2科目4単位ずつ講習を行っている。

※44 放送大学の学校図書館司書教諭講習

上記講習を、放送大学が主管となって行う通信制の講習である。5科目10単位の講座を開講している。

※45 データベース化

「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものと、「著作権法第2条10の3」で定義されている。

※46 学校図書館活用講座

「学校図書館担当者が、効果的な学校図書館の運営方法について必要な知識や技能の習得を図る」ことを目的に、松江教育センター主管で行っている講習。実践発表や、情報交換、研究協議も取り入れた内容となっている。

※47 webOPAC (ウェブオーパック)

OPACとは「Online Public Access Catalogue」の略で、オンラインでアクセスできる図書館の蔵書目録データベースのこと。Web上にOPACを公開し、インターネットを通じて自宅のパソコンや携帯電話から利用できることを目的としたシステム。

※48 島根県子ども読書活動推進会議

「島根県子ども読書活動推進計画」の達成に向けて、県、市町村、学校、図書館、民間団体等からなる委員が、関連施策や活動状況等の協議や情報交換など、成果の検討と評価を行い、諸施策の推進を図る会議。

※49 ふるさと納税制度

「ふるさとを応援したい」という思いを持っている人が、「ふるさと」とする自治体に寄附した場合に個人住民税から寄附金を控除する制度。島根県では寄附金を活用する事業を8事業とし、その一つに「子どもの読書活動の促進に関する事業」を選定している。

※50 国民読書年

平成20年6月、衆参両院は本会議で、2010年を「国民読書年」と定める決議を全会一致で採択した。決議は「文字・活字を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務」と明記した。また、「我が国でも『活字離れ』と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない」と指摘。この現状を受け止め、05年の「文字・活字文化振興法」制定から5年にあたる10年を「国民読書年」と定めることとし、「政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねる」とした。

※51 子ども読書の日

4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書の推進に関する法律」によって制定された。

※52 読書週間

昭和22年、まだ戦火の傷痕がいたるところに残っているとき、「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」という決意をひとつに、出版社、取次会社、書店と公共図書館が力を合わせ、新聞・放送のマスコミ機関も加わって11月17日から開催された。翌年の第2回からは、文化の日を中心とした2週間と定められ、今日に至る。

※53 しまね教育の日

平成14年制定。11月1日をしまね教育の日とし、教育に対する県民の意識を高め、日本国憲法および教育基本法にのっとり、教育の充実と発展を図るとともに、島根を愛しふるさとに誇りをもつ子どもたちを育むために制定された。

※54 国際子どもの本の日

1966年、イエラ・レップマンが、世界各国で、子どもの本を通じて国際理解を深めるために、毎年、ハンス・クリスチャン・アンデルセンの誕生日である4月2日を「国際子どもの本の日」とし、この日には、各国でお祝いをしたり、特別の催しを行ったりして、子どもの本に対する一般の関心を引き起こすことを提案した。IBBY（国際児童評議会）は、この提案を受けて1967年よりこの日を正式に祝うことにした。

※55 こどもの読書週間

4月23日から5月12日、子どもの日を中心とした3週間。昭和34年から、子どもの読書を進める目的で社団法人読書推進運動協議会（構成団体：日本書籍出版協会、日本雑誌協会、教科書協会、日本出版取次協会、日本書店商業組合連合会、日本図書館協会、学校図書館協議会）が、子どもたちに、よい本やよい雑誌に親しむことをすすめ、読書の楽しみや喜びを知らせ、正しい読書の習慣を身に付けさせることをねらいとして定めた。

※56 学校図書館の日

6月11日。平成7年に「学校図書館法改正案」が施行されて、12学級以上の小中学校に司書教諭を配置することが義務づけられたことを記念して定められたもの。

※57 しまね教育ウィーク

島根県の未来を託す子どもたち健やかな成長は、家庭、地域、学校が一体となった取り組みをこなさなくてはならない。平成14年度の県議会で、11月1日が「しまね教育の日」と制定された。県教育委員会では、「しまね教育の日」から一週間を「しまね教育ウィーク」として取り組み、フォーラムを開催したり、学校や社会教育施設等での積極的な取り組みを奨励したりしている。

※58 ストーリーテリング

図書館、学校、公民館等で、本などを用いず、実施者が口頭で覚えている「お話」を語る児童サービス。

※59 ブックトーク

図書館、学校、公民館等で、実施者があるテーマの元に何冊かの本を集め、子どもたちの前でそれらを順序よく紹介することによって、子どもと本を結びつける児童サービス。

図書館名	H19開館日数		登録者総数		H19年度個人貸出冊数			H20年度個人貸出条件		H20年度団体貸出条件		H19年度予約件数		H19年度相互貸借数		H19年度レファレンス		図書館名			
	日	回数	うち児童	うち成人	総冊数	うち児童冊数	うち成人冊数	冊数	期間	対象	冊数	期間	対象	借受	貸出	所蔵	文献		調査	調査	
島根県立	281	44,355	4,672	H15	0	251,591	96,388	0.3	5	15	県近隣	県内	12,228	609	6,258	2,609	571	県立			
安来市立◎	285	10,805	1,717	H15	☆	205,260	89,585	5.5	△10	△14	無制限	市内	☆4,292	☆110	7,703	7,613	459	安来			
来(はくた)	290	2,641	336	H6	0	29,869	16,381		△10	△14	無制限	市内	1,271	54	0	不明	不明	(但本)			
松江市立中央◎	285	3,337	626	H17	0	537,283	220,391	2.8	10	14	無制限	30	23,786	1,365	46	25	242	松江			
江島根																			江島根		
雲木次◎	271	10,245	1,098	H5	0	76,271	39,270		5	15	無制限	市内	965	105	0	0	2,053	木次			
大東	283	1,101	490	H19	0	26,768	13,632	2.4	5	15	無制限	市内	599	119	0	0	1,005	大東			
南加茂	275	1,714	635	H18	0	28,435	18,944		5	15	無制限	市内	275	41	0	0	964	加茂			
出雲中央	292	31,164	4,235	H18	509	502	652	510,154	166,955				22,234	1,981	269	236	3,074	出雲			
出佐	297	487	141	H18	0	12,896	6,863		△20			100	1,536	5	1	1	1	佐田			
湖陵	297	1,005	268	H18	0	31,766	16,429	6.7				13	1,596	80	2	2	761	湖陵			
大社	296	7,539	1,575	H18	0	163,900	58,520					53	2,956	443	3,457	3	5	大社			
雲平	296	11,787	1,212	H18	0	176,736	60,275		△20			72	4,178	0	1,516	5	2	平田			
海辺の多伎	294	8,037	1,424	H15	0	79,464	26,885		△5			46	3,048	0	52	52	7	多伎			
大田市中央◎	276	20,598	1,895	H10	0	143,252	34,804		5	14	無制限	無制限	2,723	194	1	1	200	大田			
仁津	285	3,007	508	H16	0	56,726	22,343	5.2	△10	14	市近隣	市内	1,359	71	1	1	260	仁津			
田温泉	245	369	不明	不明	4,631	220	4,851	1,622	20	14	市近隣	市内	21	4	0	121	38	温泉			
江津市◎	288	1,407	446	H19	36,716	2,692	39,408	20,317	1.5	△5	15	無制限	無制限	165	23	0	0	576	江津		
津桜	273	1,700	461	S62	1,176	0	1,176	600		5	15	無制限	県内	27	2	0	0	216	桜江		
浜田◎	324	5,523	2,472	H19	86,970	3,946	90,916	38,320		△3	15	市近隣	市内	1,597	202	378	164	110	浜田		
金城	345	341	98	H19	11,535	0	11,535	9,511	1.8	5	15	市近隣	0	0	0	7	0	金城			
田旭	288	231	67	H19	5,915	0	5,915	2,910		5	14	市近隣	8	2,330	0	0	0	旭			
益田市立◎	342	34,562	4,395	H5	☆	182,281	※68,723	3.7	無制限	14	無制限	無制限	4,661	80	97	91	698	益田			
美都	293	1,032	不明	H19	3,552	0	3,552	不明		無制限	14	無制限	32	14	0	2	0	美都			
◎市立中央平均					222,191		223,103	84,795	3.7				19,601						市平均		
東出雲町立	314	550	240	H18	22,860	0	22,860	8,907	1.6	4	14	町在勤	9	188	978	896	0	200	東出雲		
飯南町立	359	不明	不明	不明	5,177	0	5,177	不明	0.9	5	15	町民	0	0	0	0	0	不明	飯南		
斐川町立	287	19,132	2,298	H15	315,001	0	315,001	97,867	11.4	△無制限	△21	利用可能者	36	7,138	92	84	154	2	斐川		
かわもと	274	2,926	459	H19	20,563	0	20,563	10,374	5.1	△5	△14	利用可能者	42	10,064	299	299	6	4	川本		
邑南町立	294				16,937	0	16,937	6,502		△無制限	△14	町近隣	67	5,190	755	262	257	4	邑南		
石須美	305	4,368	743	H4	7,900	0	7,900	5,552	2.4	図書5	△14	町近隣	46	3,329	228	91	91	0	石須美		
南羽	271				4,940	0	4,940	2,656		雑誌3			7	1,035	68			不明	南羽		
津和野	348	654	171	H19	13,414	0	13,414	2,551	2.7	△5	14	町近隣	7	187	310	85	102	70	49	津和野	
日原	354	529	147	H19	11,038	0	11,038	5,233		△5	14	町近隣	8	43	205	25	321	284	0	日原	
吉賀町立	292	2,649	590	H19	23,520	10,954	34,474	18,987	4.9	△6	△14	無制限	547	10,911	857	40	158	148	19	吉賀	
隠岐の島町	278	7,845		H11	73,040	0	73,040	不明	4.5	△10	△21	町近隣	73	15,325	1,889	214	194	157	9	8	隠岐の島
町立平均					46,763		47,759	14,421	4.2											町平均	

※郵送や地域取次施設からの個人貸出冊数を含む。
 △AV資料は別条件。
 △AV資料は別条件。
 ☆安来市立図書館にはひろせ図書室の、益田市立図書館には匹見上公民館のサービスポイント(個人貸出冊数等)を含む

(2) 公民館図書室等

町村名	H20人口	中心読書施設名	H20運営形態	施設形態	図書室延床面積	H19年度決算		H19年度受入冊数		H19年度末蔵書冊数 (雑誌・視聴覚資料除く)		H20逐次刊行物		H20年度予算		町村名	
						資料購入費 千円	うち図書費 千円	受入総数 (寄贈等含)	うち購入冊数 総数	冊数	うち原簿書 冊数	冊数	うち原簿書 冊数	購入雑誌 種	購入新聞 種		資料購入費 千円
奥出雲町	15,113	農村環境改善センター	直営	複合	251	1,034	899	645	595	299	10,391	1,791	8	2	1,051	900	奥出雲
美郷町	5,614	山村開発センター-邑智会館	直営 -郵委託	複合	100	531	531	2,372	353	196	1,700	1,351	3	0	100	100	美郷
海士町	2,457	中央公民館	直営	複合	70	438	209	1,830	850	120	3,000	1,221	2	1	500	165	海士
西ノ島町	3,263	中央公民館	直営	複合	43	80	45	85	85	81	1,188	2,031	0	1	80	45	西ノ島
知夫村	608	知夫里島開発総合センター	直営	複合	24	0	0	0	0	0	800	1,321	0	0	10	10	知夫

人口は県統計調査課「島根県推計人口」(平成20年4月1日現在)より

町村名	H19 開館日数		中心読書施設登録者		H19年度個人貸出冊数				H20年度個人貸出条件		H19年度団体貸出・配本		H20年度団体貸出条件		H19年度予約件数		H19年度相互貸借数		H19年度レファレンス		町村名		
	日	冊	総数	うち児童	登録更新年	移動図書館	総冊数	うち児童	人口一人当り	冊数	日	冊数	冊数	冊数	冊数	冊数	件数	件数	借受点	貸出点		所在	文献調査
奥出雲町	277	2,470	0	18,101	11,570	0	18,101	1.2	△10	21	無制限	6	668	100	90	360(72)	265(265)	0	0	282			奥出雲
美郷町	156	359	0	3,002	不明	0	3,002	0.5	3	14	無制限	12	不明	3	14		50(50)	0	0				美郷
海士町	350	130		1,170	345		1,170	0.5	10	30	無制限					58(18)	0	0	0	7			海士
西ノ島町	301	不明	0	1,643	824	0	1,643	0.5	無制限	14	町近隣	0	0	無制限			0	0	0	0			西ノ島
知夫村	不明	不明	0	不明	不明	0	不明	不明		無制限							0	0	0	0			知夫

△AV資料は別案件。

【読書活動の現状(平成19年5月1日現在)】

「学校図書館の現状に関する調査」より

【公立】

(1) 全校一斉の読書活動の実施状況

	全校一斉の読書活動を実施している学校数	内訳			
		始業前に実施	授業中に実施	昼休み・放課後に実施	その他
小学校	248	247	0	0	1
中学校	92	89	1	0	2
高等学校	0	0	0	0	0
特別支援学校	小学部	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0
中等教育学校	前期課程	0	0	0	0
	後期課程	0	0	0	0

全校一斉の読書活動の実施頻度

	毎日実施	週に数回実施	週に1回実施	月に数回程度実施	その他
小学校	57	130	52	4	5
中学校	83	2	0	1	6
高等学校	0	0	0	0	0
特別支援学校	小学部	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0
中等教育学校	前期課程	0	0	0	0
	後期課程	0	0	0	0

(2) 読書活動推進のための取組状況

	読書活動推進のための取組を実施している学校数	内訳(複数回答可)			必読書・推薦図書を選定している学校数
		図書の読み聞かせやブックトークを実施	読書感想文コンクールを実施	その他	
小学校	198	186	71	30	42
中学校	63	27	48	11	5
高等学校	1	0	1	0	0
特別支援学校	小学部	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0
中等教育学校	前期課程	0	0	0	0
	後期課程	0	0	0	0

【読書活動の現状(平成19年5月1日現在)】

(3) ボランティアの活用状況

	ボランティアを活用している学校数	内訳(複数回答可)				
		配架や貸出・返却業務等、学校図書館運営の支援	学校図書館の書架見出し、飾りつけ、図書修繕等支援	読み聞かせ、ブックトーク等、読書活動の支援	学校図書館の地域開放の支援	その他
小学校	226	19	58	224	0	3
中学校	17	4	6	12	0	2
高等学校	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	小学部	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0	0
中等教育学校	前期課程	0	0	0	0	0
	後期課程	0	0	0	0	0

(4) 公共図書館との連携状況

	公共図書館との連携を実施している学校数	内訳(複数回答可)			
		公共図書館資料の学校への貸出	公共図書館との定期的な連絡会の実施	公共図書館司書等による学校への訪問	その他
小学校	197	188	20	29	2
中学校	37	34	7	5	2
高等学校	1	1	0	0	0
特別支援学校	小学部	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0
中等教育学校	前期課程	0	0	0	0
	後期課程	0	0	0	0

(5) 学校図書館の地域開放状況

	学校図書館を地域住民に開放している学校数	内訳(複数回答可)			
		土曜日・日曜日・祝日のいずれかに開放	放課後に開放	授業を行っている時間帯に開放	その他
小学校	32	1	12	11	16
中学校	4	0	1	2	2
高等学校	0	0	0	0	0
特別支援学校	小学部	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0
中等教育学校	前期課程	0	0	0	0
	後期課程	0	0	0	0

学校図書館を地域開放していない理由

	学校の安全対策上の事情	開放の際に必要な人的配置ができない	近隣に公立図書館など地域住民が利用できる図書館があり、開放する意義が薄い	その他
小学校	58	164	100	10
中学校	30	73	42	9
高等学校	1	1	0	0
特別支援学校	小学部	0	0	0
	中学部	0	0	0
	高等部	0	0	0
中等教育学校	前期課程	0	0	0
	後期課程	0	0	0

島根県子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 島根県子ども読書活動推進計画に基づく、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、島根県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- 一 島根県子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- 二 島根県子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること。
- 三 その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者を構成員とする。

- 2 委員長は、構成員の中から互選する。
- 3 副委員長は、構成員の中から互選し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- 4 推進会議は、委員長が招集し、議長を務める。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、構成員のうち、あらかじめ指名する者をもって会議を開催することができる。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 推進会議に、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(ワーキンググループ)

第4条 ワーキンググループは、子ども読書に係る別表の島根県及び島根県教育委員会関係各課等の担当者をもって構成する

- 2 ワーキンググループは、島根県子ども読書活動推進計画の策定及び進行管理に関することを協議する。
- 3 ワーキンググループの庶務は、島根県立図書館において担当する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、島根県教育庁生涯学習課において担当する。

(その他)

第7条 この要綱を定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

島根県子ども読書活動推進会議委員

任期：平成20年6月2日～平成22年6月1日

選出区分	氏 名	所属・役職名
学識経験者	堀川 照代	島根県立大学短期大学部教授
学校教育関係者 幼稚園	立脇 美晴	島根県国公立幼稚園長会長(中央幼稚園)
〃 保育所	竹内千恵子	島根県保育協議会長(あすなる保育園)
〃 小・中学校	烏田 勝信	島根県学校図書館協議会長(赤来中学校)
〃 高等学校	石飛 静雄	島根県高等学校図書館研究会長(大田高校)
〃 特別支援学校	白石 隆子	島根県特別支援学校教育研究会長 (緑が丘養護学校)
公立図書館関係者	飯塚 夕起	出雲市教育委員会図書政策課 子ども読書推進係長(出雲中央図書館)
学校図書館関係者	原田由紀子	東出雲町教育委員会 学校図書館支援センタースタッフ
社会教育関係者	竹谷 強	島根県公民館連絡協議会長代理 (松江市古志原公民館長)
島根県読書推進運動 協議会関係者	今井 直樹	島根県読書推進運動協議会副会長
読書ボランティア関係者	岡本 茂子	桜江町読書普及協議会子ども読書推進部
読書ボランティア関係者	秋庭ゆみ子	おはなしの部屋代表